

### 第3回高知県行政改革フォローアップ委員会

日 時：平成24年3月26日（月）14:00～17:18

場 所：高知会館

出席者：高知県行政改革フォローアップ委員会

根小田会長、岡林委員、高村委員、遠山委員、那須委員、西森委員、水田委員（坂本委員欠席）

高知県

恩田総務部長、山本副部長、原行政管理課長、吉村人事課長、鷺頭財政課長、渡辺森づくり推進課企画監

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、平成23年度高知県行政改革フォローアップ委員会を開催させていただきます。

事務局を務めます、行政管理課課長補佐の中村でございます。本日、坂本委員におかれましては、所用のため欠席との連絡を受けております。

まず最初に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

事前にもお配りいたしました資料でございます。表紙、会議次第に続きまして、資料1「平成24年度一般会計当初予算の概要」、資料2「財政健全化法に基づく健全化判断比率等の状況」。こちらは議題（1）で使わせていただきます。続きまして資料3、「高知県行政改革プランに基づく取組状況」は議題（3）の方で使わせていただきます。議事と相前後いたしますが、資料4「森林整備公社の経営改革プランと今後の方向性について」は議題（2）で使わせていただきます。最後に資料5「県政改革アクションプランの取組状況について」は議題（4）で使わせていただきます。

あと、お手元の方に参考といたしまして、日本一の健康長寿県構想のパンフレット、並びに「高知県産業振興計画推進によって実現を目指す本県産業の姿」という資料を机に置かせていただいております。

本日の資料は以上でございますが、不備はございませんでしょうか。

それでは、会議に入りたいと思いますが、議事に先立ちまして、恩田総務部長からご挨拶を申し上げます。

（総務部長）

本日は、年度末のお忙しい中でございますけれども、委員の皆様方にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

実質、来年度から尾崎知事の2期目のスタートということで、尾崎知事は課題解決先進県を目指すということで、いろいろと、産業振興計画も第2期の改定というのをさせていただく。また日本一の健康長寿県構想についても改定をさせていただく。教育改革もそうでございますけれども、バージョンアップして取り組んでいくと。あと、中山間対策に抜本的に取り組んでいくというようなことを表明しているわけでございます。

そういったことで、これまで以上に県と市町村、そして県民の方々と一緒になって、いろんな課題について一つ一つ取り組んでいかなければいけない。そんな気持ちで今、県庁が向かっているわけでございます。

そうした中にありまして、これまで以上に、そういった体制になるわけでございますので、やはりその中であって、行政のコンプライアンス等をどうやってしっかりと保っていくか。そういうアクセルの一方、きちんとブレーキを効かせる役割として、この行政改革ということがございます。当然、少ない人数の中で、いろんな取り組みをするわけでございますので、人材の質の向上とか、簡素で効率的な組織のあり方。そういったことについて、我々としては日々、不断の努力もしていかなければならないと思っているところでございます。

そういった中で、各委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきながら、それをPDCAサイクルで回しながら、これからあるべき行政改革に向けて、不断の取り組みをしていかなければいけない。そういう気持ちでおるところでございます。

国の方では、年金の改革に関して、定年延長の話も出ていたんですけども、なかなか定年延長の話も本決まりにならないようでございます。そういった中で、本県の職員の定数はどうなのか。これまでと違って、南海地震対策とか、いろんな、新たに取組まないといけない課題も出てきているところでございます。そういった中で、どういった組織を回していくのか。これはぜひとも委員の皆様方のいろんなお知恵を拝借しながら進めていきたい、かように考えているところでございます。

今日は、県の財政状況と、公社改革の関係で、一つこの委員会の中で積み残しの宿題のようになっていました林業公社、森林整備公社ですね。こちらについて一定の方向性が出たということになりますので、こちらについてのご報告をさせていただくというようなこと。後は、例年の行政改革の取組状況と県政改革アクションプランの取組状況。今日はこういった4点について、こちらから説明させていただきまして、いろいろとご意見をいただきたいと思っておりますのでございます。

本当に忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、私ごとでございますけれども、この3月末をもって霞ヶ関に戻ることにになりました。本当に思い出深く、県政改革のアクションプランというのは、私が来て1年目に検証委員会を立ち上げ、作っていただきまして、その後、行革プランというような形で、作らせていただいたわけでございます。今では県庁のいろんな施策の中心に、この行政改革プランが位置付けられて、取組みが進められているところでございますので、その進捗状況につきまして、策定当初から携わっていただいている皆様方から、いろんなご意見をいただけましたら幸いです。本当にいろいろお世話になりまして、どうもありがとうございました。今日はよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、ここからの進行を根小田会長にお願いしたいと思います。根小田会長、よろしくお願いいたします。

(根小田会長)

はい。それでは、早速議事に入りたいと思いますが、議事次第にありますように今日の議題は「県の財政状況について」、それから「高知県森林整備公社の経営改革プランの策定について」、3番目に「行政改革の取組状況について」、4番目に「県政改革アクションプランの取組状況について」。以上4件でございます。

今回も各議題について、県の方から説明をいただきまして、質疑、意見交換を行っていききたいと思います。個別にそれぞれの議題について、意見交換を進めていくという形にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、議題1の県の財政状況について、財政課から説明をお願いします。

(財政課長)

財政課長の驚頭と申します。本日はよろしくお願いいたします。私の方から、県の財政状況について、資料に沿って説明させていただければと思います。座って説明をさせていただきます。

はじめに、資料1と資料2を使って説明をさせていただきたいと思いますが、まず資料1が平成24年度の当初予算の概要でございます。こちらは2月15日に公表したものでございますけれども、過日3月16日に県議会において、議決をいただいたものでございます。個々の予算の中身につきましては、かなり膨大な量となっておりますので、全体像及び財政健全化の取組みの部分を中心に本日はご説明をさせていただければ、と思います。

では、まず、1ページ目をお開きいただければと思います。平成24年度一般会計当初予算のポイントと書いてあるページでございます。

24年度当初予算につきましては、南海地震対策の加速化、抜本強化とともに経済の活性化や長寿県構想、それから教育改革など、それぞれ、これまでの取組みをさらにバージョンアップするとともに、中山間対策も全庁を挙げて取り組んでいくということで、総額4,340億円、4年連続の対前年度比増という状況になってございます。予算額自体はプラスの3億、0.1%ですけれども、この背景には、リーマンショック以降の、平成20年以降

の国の経済対策が今年度末で大幅に縮小していることにご留意いただければと思います。その影響額が、大体額にしますとマイナス 168 億円ございまして、こうした背景を踏まえますと、今回の予算編成は実質プラス 171 億円という超積極型予算という状況になってございます。

この中身を見ていただきますと、南海地震対策の加速化ですとか、国の経済対策の基金事業の終了した後のポスト基金事業などで大体 100 億円近くあるというところになってございます。

また、普通建設事業費は 824 億円ということで、これも総額で 4 年連続の増という形になっております。プラス 17 億円、2.1%の増でございますけれども、こちらも経済対策の終了によりまして、その影響が 64 億円ほど減少しているという中での 17 億円増ということですので、実質的には 81 億円程度の増。普通建設事業費については主に南海地震対策の加速化、特に耐震化などの加速化等によりまして、実質的に前年度比 81 億円の増というような状況になっているということでございます。

次のページ、2 ページ目をご覧ください。こうした積極型予算でございますけれども、一方で財政の健全化の取り組みにつきましては、引き続き推進をしているという状況でございます。一般財源につきましては、ほぼ前年度並みの 2,986 億円を確保しているところでございます。これには、年末に決定されました地方財政計画においても、地方の一般財源総額につきましては、国の中期財政フレームに沿って今年度の地方財政計画と実質的に同水準となる額の 59.6 兆円が確保されたということが背景にございまして、また、厳しい状況の中、国の方でも様々な対策を講じていただいたことで、地方交付税総額につきましても、前年度比増となる 17.5 兆円が確保されたという背景があるところでございます。

そして今回は、特に国の経済対策の基金事業の減などの背景もございまして、国庫補助ですとか、有利な起債制度を積極的に活用するというところに努めまして、南海地震対策などの重点施策を着実に実施することとしております。例えば全国防災対策費という道路の防災ですとか、堤防の耐震化等に使える国庫補助の制度でございますけれども、こちらで 23.8 億円。また、緊急防災・減災事業債という充当率 100%で、交付税措置も平均 75%ある有利な起債措置が講じられるようになっておりますが、こちらも積極的に 19.6 億円活用するというような形で、こういった様々な有利な制度を活用しながら、重点施策を着実に実施できるようにしているところでございます。

併せて、行政のスリム化の推進など、歳出削減にも引き続き取り組んでおります。こちらの部分につきましては、定数削減など行政のスリム化の効果といたしまして、平成 24 年度当初予算で 12.7 億円。また事務事業の見直しでは 6.8 億円。さらに今年度の 2 月補正におきまして、一部起債の繰上償還を 14.4 億円実施したことなど、歳出削減の取り組みもしているところでございます。

こうした様々な取り組みをした上で、なお生じる財源不足額が 133 億円となっております。23 年度当初予算の財源不足額が 50 億円でございますので、そちらに比べますと 83 億円の増という形になってございます。こちらについては、冒頭ご説明させていただきましたとおり、国の基金事業がなくなる中で、南海地震対策を進めていかねばならないというようなことで、一定やむを得ない数字と考えてございます。

この財源不足への対応につきましては、基金の取り崩しと退職手当債 35 億円の発行でファイナンスをしているという状況でございます。財源不足額を全額基金を取り崩して対応することも可能でございますけれども、今後の南海地震対策などの財政需要も見据えまして、一定の将来の備えも確保していく必要があるということで、退職手当債を 35 億円発行することで、基金残高を 166 億円確保しているところでございます。166 億円という水準でございますが、毎年 9 月に発表しております中期推計の際には、24 年度の当初予算後の基金残高を 146 億円と推計してございましたので、その推計に比べますとプラスの 20 億円を確保したという状況でございます。また、この背景には、さらに今年度の予算の執行段階などでの精査を行った結果、減額補正などもありまして、結果的に減災基金を 30 億円取り崩さずに済んだという、いわば当初の見込み以上に今年度末の基金残高も確保できているというようなことも背景にございます。

退職手当債につきましては、ご参考までに退職手当債の発行実績を資料の中に載せてございます。平成 18 年度以降は毎年発行してきておりましたけれども、22 年度、23 年度は国の経済対策などもあり、発行せずに済んでいるというような状況になってございます。ただ一方で、こうした退職手当債の発行をした中にありましても、県債残高の逡減傾向は依然として維持することができておりまして、県債残高自体は 114 億円の減少という状況に

なっております。今後も基金残高と県債残高のバランスを取りながら、安定的な財政運営に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

続きまして、次の3ページ目をご覧くださいと思いますが、こちらの左側が今回の予算の全体像を一覧表にしたものでございます。繰り返しになりますけれども、予算額の総計は、表の真ん中のところでございますとおり、総計（1＋2）というところでございます、4,340億円、＋3億、0.1%の増ということでございます。うち一般財源は2,986億円、△0.9%でございます、県税については法人関係税を中心に伸びていますので、昨年度よりも＋2%で予算計上をしております。その一方、収入が伸びている関係で、地方交付税については、その分、少し減っており、伸び率に△がかかってございます。

表の真ん中のところをご覧くださいますと、財源不足額という箇所がございますのが、こちらが先程来ご説明させていただきました本年度の実質的な財源不足額になるわけでございます。こちらの財源不足額への対応ということで、財政調整基金からの取り崩しというのが、歳入の上の欄の（1）のウと書いてあるところでございますが、財政調整基金、こちらからの取り崩しを20億円。それからカの減災基金のルール外分で78億円の取り崩し。これらを合わせて財政調整基金というふうに言われておりますけれども、この取り崩し分が98億円。そしてオの退職手当債を35億円発行することとしておりまして、この合計が133億円となっているところでございます。

歳出のところを少しご覧いただきますと、経常的経費が3,483億円、0.7%の減となっております。人件費につきましては、定数減と新陳代謝などの減が内容となっております、また扶助費も△8%となっておりますけれども、こちらにつきましては、障害者自立支援法関係の制度変更に伴いまして、費目の分類が一部扶助費から「その他」のところ区分変更があったものの影響でございますので、その影響を除きますと、実質扶助費、社会保障関係の経費については増加をしているという状況になってございます。

また、投資的経費については3.3%の増ということで、伸びているところでございます。こちらで1点、普通建設事業費の部分が少し複雑になってございまして、そこをちょっと丁寧に説明させていただきます。補助事業と単独事業の分類変更がございまして、少し歪な伸び率になっているのにご留意いただければと思います。補助事業費のところをご覧くださいますと、＋179億円、50%増。単独事業費につきましては168億円減というような状況でございますけれども、こちらは単独事業の中の一部に旧地域力基盤創造交付金事業というものがございまして、こちらが単独事業費から補助事業に分類が変更になったことに伴う影響が入ってございます。従いまして、この影響を配慮したものの実際の数字ということになってございますので、それぞれの単独事業費、補助事業費の下のところにかぎ括弧で数字を入れてございますけれども、そちらの部分で影響を比較していただければと思います。ですので、補助事業費につきましては、かぎ括弧の中をご覧くださいますと、平成24年度は23年度と比べまして＋50億円、＋10%増でございまして、単独事業費につきましては33億円の減、△10%の減というような状況になってございます。こちらが実際、そういった分類変更などによる影響を排除した数字になってございます。

さらに、ここの解説につきまして、4ページに細かく少し分かりやすいような資料を付けさせていただいておりますので、4ページを少しご説明させていただければと思いますが、4ページがただ今申し上げました、こういった分類変更の影響を除いた数字で比較して、普通建設事業費について、どういうふうになっているかというようなことを少しより実態に近い数字でご説明をするために作成をさせていただいた資料でございます。

普通建設事業費全体像が一番上でございますけれども、全体で＋17億円。補助事業費というのは、2つ下の欄で54億円の増、10.3%の増。単独事業というのが33億円の減、－10.4%減というような状況で、これだけご覧をいただきますと、単独事業が大幅に減っているように見えますけれども、これをより分析をきちんといたしまして、ここにも、国の経済対策による基金事業、こちらが大きく縮小したという影響が大きく効いておるところでございまして、基金事業の影響を除いた実質的な事業の比較というところをご覧くださいますと、補助事業につきましては、②のところ、点線で囲んでありますが、52億円の増、＋10.7%。こちらの道路事業や河川事業、砂防事業でそれぞれ伸びているということですか、あるいは南海地震対策の関係で防災事業等がかなり増えているところでございます。

また、③の単独事業は、基金事業の終了の影響を除きますと、28億円の増ということでございまして、+15.7%。基金事業分で-62億ということで、例えば社会福祉施設の耐震化事業ですとか、そういったものを国の経済対策の基金事業でかなり多額の事業を今年度は行っておりましたので、そういったものの減少が非常に大きゅうございまして、その影響を除きますと、単独事業でも+28億円ということで、補助、単独ともに来年度当初予算でも実質的に増えているというような状況になってございます。少し分かりにくくて恐縮でございますが、こういったことが普通建設事業費の実態ということでございます。

続きまして5ページをご覧くださいまして、こちら参考の2でございます。先ほど、冒頭でも少しご説明させていただきましたが、今回、国の基金事業が大幅に縮小する中で、国の有利な地方債制度を活用してできるだけ多くの事業を、限りある財源の中で多くの事業を実施していこうということで、新たな交付金制度というのを創設しております。この制度が今回の1つの目玉でもございまして、具体的にどういう中身なのかということ、この資料にまとめてあります。

左側に緊急防災・減災事業債を活用した交付金制度という箇所がございますが、この「現状」というところをご覧くださいますと、津波避難対策推進事業費補助金、こちらはハード事業ということで、現在県の補助金で津波避難対策の、例えば津波避難路ですとか避難場所、それから避難タワーを建設するために、市町村に対する3分の2の補助率で交付している補助事業がございます。今回、国の有利な地方債制度で新たに緊急防災・減災事業債という地方債制度ができました。こちらが充当率が100%の地方債でございまして、それに対して70%の交付税措置が交付されるというような有利な制度がございます。実質的に市町村の負担が30%ということになるわけですが、この30%の部分につきまして、県が新たな交付金制度を創設して、こちらの部分に交付金を交付することで、実質市町村の負担をゼロにしようという、新たな制度を今回の予算で創設をさせていただいております。

これによりまして、市町村は今年度分も含めて一括してこの交付金をもらえるということですので、なかなか進んでいなかった、例えば備蓄を拡充するとか、市町村事業がさらに加速化していくことを推進できるものと考えてございます。また、市町村の方でこちらの地方債、借金をしていただいて、後年度の交付金を受け取るというような制度でございまして、財政指標などへの影響を勘案しまして、この交付金の部分を特定目的の基金に積み立てて、後年度の元利金償還に充当する特定財源としての扱いをするというような形ですとか、あと防災関連の地方債の償還財源に活用することも可能といたしまして、市町村の財政指標への影響に配慮した制度設計にしているところでございます。これにつきましては、25年度までの2年間の緊急措置ということで、25年度までに津波避難対策を概ね完成させるために新たな制度をつくらせていただいております。

5ページの右側も同様のスキームでございまして、こちらについては、あったかふれあいセンターの事業費の補助金につきまして、同じく過疎事業債という有利な起債制度を活用できますので、こちらにつきましても、過疎対策事業債を単独で活用した市町村につきましては、後年度、その3分の2を交付金として交付することで、実質、市町村の負担を軽減しようという制度でございまして。

こういった制度を活用しながら、限りある財源の中で多くの事業を推進できるような形で工夫をしたということが、今回の予算の中の1つの大きな目玉となっているところでございます。

6ページ以降は個々の基本政策の関連予算の概要になってございますので、個別の説明につきましては割愛をさせていただければと思いますが、36ページをお開きください。

今年度の2月補正予算の概要でございます。2月の補正予算につきましては、右の補正予算への対応といたしまして、森林整備加速化基金など各種基金への積み増しを行わせていただいているというのが大きなポイントでございますが、2つ目のポイントといたしまして、財政健全化を進めるということで、先ほども少し触れましたが、一部起債の繰上償還を実施して、後年度の負担軽減を図るということを行っております。また、減災基金のルール外の取り崩しを30億円、中止したところでございます。

続きまして、資料2をご覧くださいまして、こちらは財政健全化判断比率等の状況を資料に付けさせていただいております。これは平成22年度決算に基づいて計算したものでございまして、今までご説明させていただいたのが24年度当初予算の話なので、少し時点が前のものになりますけれども、基本的な傾向としては、大きくは変

わってございません。平成 22 年度の決算に基づく最終の数値といたしましては、実質公債比率が 15.7%、将来負担比率が 168.6%、経常収支比率が 92.4%、財政力指数が 0.23995 ということでございます。それぞれ数値の右側にあるものが全国順位でございまして、全国の中での本県の位置付けで言えば、実質公債比率は半分より下の方でございますけれども、将来負担比率については上位で、非常にいいということでございます。当面、沢山の借金返済を行っており、実質公債比率は平均より高いのですが、先行きを見ますと、その分、将来の負担は軽減してきている、というところでございます。経常収支比率につきましては、上から 16 番目ということでございまして、財政力指数は 46 位と。ご案内のとおり、非常に地方交付税への依存度が高いという状況でございます。

2 ページ先をおめくりいただきまして、こちらがこれまでの推移という状況でございます。決算指標の推移と書かせていただいておりますが、財政力指数はずっと同じような状況でございますけれども、経常収支比率につきましては改善傾向にございます。また、実質公債費比率につきましても、19 年度から導入されたものですが、総体的に改善度が大きくなってございます。また、将来負担比率につきましても、これは全国的にも改善してきておるところでございますが、相対的なポジションについても 1 桁台を維持できているということでございます。

当初予算のところでもご説明させていただきましたが、基金残高の確保ですとか、起債残高の状況と併せまして、こうした指標の推移を見据えながら、安定的な財政運営に今後とも取り組んでいく所存でございます。

少しバラバラとなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

(根小田会長)

はい、ありがとうございました。県の財政状況について説明をいただきましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ。

(高村委員)

資料 1 の 2 ページに書いてある、退職手当債について教えてほしいんですが、この金利はどうなっていますか。

(財政課長)

金利は、予算上は 2.5% ということで、少し高めに設定をして、他の地方債と全部同じでございますけれども、実際には 10 年債でございますと今、1.25% ぐらいになるかと思えます。予算上は少し高めというか、足らなくなるないように設定をさせていただいております。

(高村委員)

10 年で返すという、今、いくらぐらい積み上がっているんですか。

(財政課長)

資料に記載している数値の足し上げでございまして、およそ 150 億ということになります。

(高村委員)

その積み上げの金額というのは、減ってきているんですか。

(財政課長)

据え置きが 3 年ありますので、まだ、そんなには返せていない状況でございます。

(高村委員)

昔から使ってきたわけではなく。

(財政課長)

はい、こちらは平成18年度から地方財政法の改正がありまして、27年度までの措置ということでございます。

(高村委員)

分かりました。ありがとうございました。

あと、もう1点。今期の予算を立てる際に、前年度あるいは前々年度に予算を投下した効果というのは、どういふふうに測定している、あるいは調べているのでしょうか。PDCAをやっているならば当然、何かしらのチェックをしているんじゃないかと思うんですけど。

(財政課長)

各部局から個々個別の事業の予算要求がありまして、その予算の策定をしていく中で、実際にどういった効果があったのかというようなことは、個々に説明をいただいております。継続事業については、その事業を実施した結果がどうだったのか、例えば研修事業であれば、その効果がどう出ているのかといったことにつきまして、1つ1つ確認をした上で、さらに引き続き継続する必要があるのか、あるいは見直す必要があるのかというようなことを議論した上で予算化しておりますし、新規のものにつきましても、今後どういう効果が見込めるのかというようなことについて、1つ1つチェックをさせていただいております。

(高村委員)

そういう確認をしているのは、財政課ですか。

(財政課長)

各部局でも当然、予算要求をする際に個別のことにつきましてはチェックをしておりますし、例えば産業振興計画の関係でしたら、産業振興の会議の中でPDCAを1つ1つ、四半期ごとにチェックをして積み上げてきているものもございます。最終的に財政課におきましても、予算を査定する際に、その説明がきちんとできているのか、そのチェックがきちんとできているのかということにつきまして、確認をさせていただいた上で、予算化の意思決定をさせていただいているところでございます。

(高村委員)

議員さんのところに、この予算書がいったときに、当然そういうチェックができるようにしていただいているとは思いますが、議員さんがその予算書をいただいてから、実際に議決をするまでの期間というのはどれくらいあるんですか。

(財政課長)

1ヶ月ぐらいでございます。予算案の公表が2月15日で、議決をいただいたのが先日、3月16日でございますので、約1ヶ月でございます。

(高村委員)

議員さんから、審議の直前に分厚い資料が来て、これを全部読むというのはとても大変だというふうな話を聞いたことがあるんですけど、それは現状仕方ないということなんですかね。

(総務部長)

まず、毎年度毎年度、議会に決算の報告をする形になっておりまして、その決算の際には1つ1つの事業について、どういう成果があったのかということについて、冊子にして報告をしますし、決算特別委員会というのが長きにわたって議会で開会をされておきまして、1つ1つの事業について、例えばこの事業がどんな成果だったのかということについては、議会の方にご報告をさせていただくことになります。それと同時ぐらいに、新年度

の当初予算については11月頃に見積もりが出ますので、見積もりの段階で、財政の査定案とは違いますから若干隔たりがありますけれども、どんな予算案が出てきているかということについては、議会に説明をさせていただいておるところでございます。

従いまして、議会としましては、事業の内容につきましては例年11月ぐらいから4ヶ月ぐらい、予算が成立するまで時間がございます。ただ、その間に執行部で査定をしますので、金額とか中身については若干変更がございますが、変更があったもの等については、最終2月の時点できちんと説明をさせていただくということでございます。

また、議会は基本的に各種委員会ごとに分かれておりますので、例えば総務委員会であれば総務部とか教育の問題を審議するところで、その委員会ごとに所管するところを中心にチェックしていただくようなシステムになってございます。

(高村委員)

議員さんが予算を審議する時に所属している委員会と、決算の時の委員会とは、違う委員会になることがあるらしいんですね。だから、例えば健康福祉の予算を審議していて、その予算がどう使われたかと興味はあるのに、次の年は別の委員会になって、その予算がどういうふうに使われたか分からないと。そういうこともあるらしいんですけど、そういう仕組みなんですか。

(総務部長)

これは議会運営の話なので、私ども執行部はなかなか申し上げにくいことは事実なんですけれども、事実上、やはり人数の制限がありまして、決算特別委員会というのは、常任委員会1つ分ぐらいの人数しかおりません。ただ、他の県では、例えば決算委員会に、かなり多くの人数がご参加いただいているような県もあると承知しております。そこについては、いろんなやり方があり得るのかな、と思いますが、そういったご意見があったことについては、議会事務局に伝えさせていただければ、と思っております。

(高村委員)

ありがとうございました。

(岡林委員)

1点だけ伺います。まず、財源不足が133億円ということで、退職手当債を活用するということですから、財政的にはやっぱり少し厳しいんじゃないかなという思いをしておりますけれども、国と地方の賃金決定システムは当然、法的には違ふと。だから今回、国の一律給与カット等の問題については地方へは波及しない、それは地方で処理すべきだという模範解答が出て、県も組合との交渉では、国の大幅カットに準ずるような立場でもないし、というふうなことを言われたと聞いておりますけれども。

ただ、基準財政需要額の算定の中で、給与カットの分、交付税を減らしますよとか、そういう財政的なことを我々は心配しておりますから、そういった意味からすると、この財源不足額については、想定をしていない範囲で、職員の賃金水準いうのを財政ベースで論じることはない、大体言い切れませんか。

(総務部長)

なかなか難しいところだと思っております。平成18年度から退職手当債の制度ができたわけでございますけれども、それ以前におきましては、財源不足が出てきた場合には貯金を取り崩すか、歳出を少なくして県民サービスを少なくするか、あとは本当に我々がとってきた手段なんですけれども、給与カットをするような形で少し財源を浮かす。こういう手段しか選択肢がなかったわけでございます。

国の方では赤字国債ということで、建設事業じゃなくても国債が発行できる仕組みなんですけれども、私ども県の方では、要は建設事業以外に、基本的にあまり地方債が発行できない仕組みになっておったところござい



ます。要するに、長きにわたって後年度の効用を生むようなもの、例えば道路などは20年、40年と使うわけですから、今の私どもの税金だけじゃなくて、後年度の方々の税金でも払っていただくという意味で、地方債という形が認められておりますけれども、一方でその都度都度のソフト対策については地方債が充てられず、各県がみんな給与カットをするような形になって、非常に困ったという状況にございました。ですから、行革に取り組んでいる団体については、18年度から退職手当債が認められるようになったものでございます。

本県でも22、23年度は経済対策の関係で、使うことがなかったのですが、当面はこれからも退職手当債を一定発行せざるを得ないんじゃないかなと思っております。そこは国の地財計画の状況とか、あと、社会保障と税の一体改革の成果等にもよるかと思っております。そういったことを見ながら、私どももなるべく、職員の給与等に跳ね返らせるつもりはないんですけども、やっぱり最後の手段として、どこかお金を削るといったときに、お金を生み出す手段がないという、そういう厳しい県の状況だということをご理解いただきたいと思っております。

(根小田会長)

はい、よろしいですか。他に。はい、どうぞ。

(那須委員)

さっきPDCAを回しながら財政の支出を点検しているという話がありました。例えば、産業振興計画だとか、あるいは新エネルギーの関係でいうと、非常に気になるのは、2009年度の高知県の1人当たりGDPが沖縄県に抜かれて最下位になったという話があったんですね。例えば産業振興計画なり新エネルギーに関する予算が、具体的にどういうふうに変化しているのか、どう効果を発揮しているのかといったときに、そのアウトカムとは何なんだろうか。そのアウトカムに対して支出するお金があって、その事業がアウトカムにどうつながっているのかということをよく見ないと、本当に効果があるか、ないかということが分からない。そういうロジックがちゃんとあって、PDCAを回せると思うんですが、その辺はどうされているのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

(総務部長)

個々の事業については、やはりなかなか、アウトカムの目標まで出すことがなかなか難しい状況がありますので、アウトプットの目標みたいな形で、成果を押さえているというのが正直なところでございます。

ただ、例えば産業振興計画とか日本一の健康長寿県構想など、大きな計画につきましては、できるだけアウトカムの目標を立てるということで、今、取り組んでいるところでございます。先般、策定した産業振興計画の「4年後の姿」で言えば、例えば工業出荷額を何千億以上にするということですか、輸出入の額をこれだけにするといった形で、きちんとしたアウトカムを示していますし、また観光についても何百万人、何千億円というふうな形で今回、できるだけ数字を載せるような形にしました。また、10年後の目指すべき姿というものについても、いろんな計画の中で押さえるような形にさせていただきながら、4年後の目指すべき姿と、それに向かって結果がどうだったかということについて、きちんと検証できるように。産業振興、長寿県構想、教育、南海地震対策など、大きな計画レベルでは、そういうふうな形にしているということでございます。それをどんどん細分化して、細かい事業までアウトカムの目標ができればいいんですけども、現状はまだ、そこまでいってないというような形かと思っています。

(那須委員)

この行政改革というのは、マネジメント・サイクルというか、経営ですよ。経営を回していくときに今言った論理がなければ、ロジック、つまり目標に対して使ったお金がどうつながっているのかということが具体的な論理としてなければ、PDCAは回せないはずなんですね。ですから、回しているというお話だったんですが、本当に、例えば産業振興計画の予算がGDPの下げ止まりに効果があるのか、どれぐらいの効果があるのかということは、出すべきじゃないかなと思うんですね。先日、うちの学生と、ちょっと計算してみて、過去の産業連

関表で県の経済が変わってきているのかと調べたら、社会福祉以外は全部マイナスなんですね、しかも付加価値も落ちている。県外へのGDPの流出がより激しくなっている。多分、新規に県内に立地した企業がお金を東京に持って帰っているのが非常に大きいと思うんですが、そういう観点で見たときに、産業振興だけじゃなくて産業政策として、本当にちゃんとしたことができてきているのかということが、すごく疑問なんです。

そういう観点で、マクロで見たときに、県の産業政策なり産業振興が真の意味で高知県民のGDPに寄与しているのかどうかというのは、究極のアウトカムだと思うので、そのロジックがないままに、産業振興なり新エネルギーの振興なりを進めて本当にいいのか、ものすごく危惧しているところがあるんですね。そこは、ここで議論する場じゃないのかもしれないですが、ただ、現に各部局で、こういうやり方で振興をすると、実際にどれだけ県民所得が増えるのか、どれだけGDPの県外流出を食い止められるかという論理がなければ、やっている意味がないとも思えるので、その辺のロジックを明確にしたPDCAサイクルを回すのが、本当の意味での行政経営じゃないかと思います。

その仕組みをこの場で議論するのが、本当の意味での行政改革のフォローアップじゃないかと思うんですが。その辺をどうですかね、やっていくということがあるんですかね。

(総務部長)

当然そういうことをやっていかなければいけないと、我々も思っているところでございますけれども、一番難しいところは、今、先生が言われたような指標等については、5年前ぐらいの指標が元になっております。例えば県際収支ということになりますと、国が統計データを5年に一度しかとっていないので、要するに5年前のデータが出てくるんですよ。今で言えば、大体、21年度とか22年度のデータがちょうど、いろんな統計資料として出てくる。そうすると、例えば産業振興計画は21年度はスタートしたばかりの年でして、その時の話が出てきて、それから県民所得の話もそうなんですけども、どうしても統計データというのは遅く遅くなってしまいう部分があります。ただ、即効性でとれるような統計データも当然ありますし、5年に一度しかないGDPの関係も、県民経済とか県民所得についても、何とか暫定みたいな形で少し仮置きして、試算をしながらやっていく必要があるんじゃないかと。当然、そうでないと、さっき言ったような形の成果はできないものでございますので、そういったことについては今、統計指標について直近のもの、どういったものが使えるのか。あとは今言ったGDPの関係について、どこまで推論でできるのか。県際収支なんかも当然、産業連関表を回さないとできないんですけれども、あれも5年に一度なので、それをどうやって推測するのか。そういったことについて今、いろいろと勉強しているところでございます。問題意識は当然、そういうふうな形で持っておりますが、それをどうやって数値化して、現状と照らし合わせるかということについて、今、苦慮しているところでございます。

(那須委員)

ある程度、連関表を見てみると、例えば医療・福祉関係の売り上げは伸びている。だけど、要は付加価値額の部分が大きく伸びていて、一方でそれが配分所得に向いているかということ、そうでもない。つまり、他の産業でもそうですけど、企業が蓄えとして持って行って、県民のGDPは増えてない、配分所得は増えてない。あるいは産業ごとに県外流出が激しいものは、例えば流通なんかは5年間で400億近く流出が増えていたりするわけですね。そういう構造そのものが産業政策の結果ということなので、さっき言われたように、5年単位でしか統計が出てこないということもあるんですが、ただ、5年単位で出てくるんですね。ですから、そういう意味で、間の統計がそれを埋めることができるので、そういう形でちゃんと論理のある、アウトカムに対して、支出がどうつながっているかということ、ちゃんと論理を持ってPDCAを回すっていうことでなければ、ここで議論をしていることが空回りした形になるのかな、という危惧を非常に持っています。

(根小田会長)

はい。今の問題は議題3、4とも関係しますので。そういうことをやる体制というか、組織というか、そういう問題とも関係しますので、また後ほど議論になるのかも知れませんが。

他に今の財政のところ、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。特にございませんか。

そうしたら、2番目の議事に移らせていただきたいと思います。高知県森林整備公社の経営改革プランの策定について、説明をお願いいたします。

(森づくり推進課)

森づくり推進課の渡辺と申します。資料4で説明をさせていただきます。

A3判の資料で、「森林整備公社の経営改革プランと今後の方向性について」、ということでございます。

平成21年11月から行ってまいりました、森林整備公社経営検討委員会におきまして、この2月に経営改革プランがとりまとめられましたので、この概要について説明させていただきます。

森林整備公社改革の取り組みの背景としましては、本県の公社のみならず、全国で相次いで設立されました林業公社。これが木材価格の長期低迷や、分収林事業の構造的な問題によりまして、極めて厳しい経営状況になっていることが背景でございます。高知県森林整備公社におきましては、平成22年度末の借入金の残額が約279億円。そして長期収支見通しでございますが、平成23年2月議会でご報告させていただいたところですが、平成21年度の材価が契約の最終である平成90年度まで続いた場合、約146億円の赤字見通しという、非常に厳しい経営の見通しになっております。

このような厳しい公社の経営実態を踏まえまして、県では、先ほど申しましたように、平成21年11月に有識者や林業関係者等で構成いたします「森林整備公社経営検討委員会」を設置いたしまして、国や他県の状況を踏まえながら、今後の存廃を含めた経営改善策について議論を進め、この2月に「経営改革プラン」がまとめられたということでございます。ちなみに本日、ご出席を賜っております、根小田会長と高村委員にもメンバーとしてご議論をいただいた経過がございます。

さて、資料の上段であります。経営改革プランの取りまとめに当たりましては、当初から検討委員会で、仮に公社を解散した場合のメリット、デメリットの比較検討を議論してきました。その結果、解散した場合はメリットよりもデメリットが大きいと、改革して存続させることが最終的に県民負担の観点から得策ということで、そういった再確認が検討委員会の中で行われまして、具体的な経営改革の内容というものが取りまとめられたということでございます。

(1) のところにありますように、仮に公社を解散する場合は、他県の事例と同様でございますけれども、公社の分収造林を県が引き継ぐ、県有林化するということが一般的になるわけですが、この場合は、メリットとしまして、解散することで有利子負債の繰上げ一括償還が可能になる。そして、県営林との一元管理による事務の効率化が図られるというメリットがあります。一方で、右側にデメリットと記載させていただいておりますが、かかる経費が県で内包されてしまうとか、あと、特別交付税。公社支援の関係で毎年2億2~3千万円の特別交付税が入ってきておりますが、そういったものが入ってなくなるとか、公社の山を代物弁済として県が引き取る場合には消費税の支払いが発生するとか、県が公社の事業をそっくり引き受けるということになりますと、そういった運営経費が新たに発生する。そして、県が実質、山の管理をするということになりますと、条例、規則等のいろいろな手続きに縛られてしまって、効率が悪くなるとか、あと山の管理。これが公社の場合は、スペシャリスト集団でやっているんですけども、県営化して県の職員がやると、公社がやってきたような山の管理ができなくなる可能性がある。費用的に見ましても、公社の分収造林を県が引き継ぐことによって、公社が行うよりも県の負担が増える可能性があるということで、改革のうえ存続という結論になったということでございます。

そして(2)の経営改革の具体的な内容でございますが、9つの項目にわたりまして改革が求められております。まず分収造林事業の改革としまして、①ですが、公社営林の5ランク分類を再精査。現在も分類をしておるわけですが、これをもう一度再精査をいたしまして、今後の投資額以下しか収入が見込めないEランクの山以外を、AからDまでの山を経済林と位置付け、単年度黒字の範囲内で投資効果が高いものから優先順位をつけ事業を実施していくことが求められております。

そして、Eの非経済林につきましては、公社の持分を原則、造林地所有者の皆様へ返還する交渉を行うことといたしまして、同意が得られない山については、環境林として公社がこれまでどおり管理していくと。そういつ

たものが①の取り組みでございます。

②としまして、事業手法の見直し。これは不採算林の公社持分を土地所有者や民間事業体に時価で売却するなど、経営の分離が可能なものについては分離をしていくことが求められています。なお、契約の解除が仮にできますと、1 ha あたり約 20 万円の将来利息の節減効果が発生いたします。また、アンケートをとりますと、造林地所有者からは土地及び森林所有権を売りたいといった希望が、かなりございましたので、そういった場合の、第三者への買取りあっせんの実施も求められております。

次に、今回の経営改革の柱の1つでございますが、②の(2)にありますとおり、民間事業体への分収林の管理委託の推進ということで、これは、これまで単年度で地元の森林組合などに発注していた分収林の保育管理の業務を、複数年、5年程度を考えていますが、その管理委託に順次切り替えていくことが必要とされています。このことが、公社組織のスリム化や地元森林組合などの事業体の経営安定につながっていくということでございます。

なお、改革プランの中で、地元事業体に経営まですべてを移管するといった手法についても検討がなされましたが、政策金融公庫から経営移管の場合有利子負債の繰上償還の対象にしないという回答がございまして、結果的にそっくり民間への経営移管ということは、今のところ難しいという状況でございますが、今後、国などへの働きかけを通じまして、仮に認められるようになりましたら、民間事業体への管理委託を経営移管に切り替えるといった選択枝も発生してくるということでございます。

次に③の分収割合の見直しでございます。これは改革プランの中では、交渉には人的経費的な負担がかなり要するというところで難航も予想される。ただ、全国的にも分収割合の見直しへの取り組みが進んできているという背景もございますので、県民負担をこれ以上増大させないことを考えれば、改革の取り組みの一環として一定条件のもとで取り組むべきだという意見が、委員会から求められているということでございます。

そして、組織の内部的なことになってまいります。④では公社が存続していくうえで、後継者育成のためのプロパー職員の採用が必要とか、⑤としまして事業縮小や効率化による人員の削減と賃金制度の見直し。そして⑥では経営責任体制の明確化を図るための理事会の活性化。そして経営改善計画の進捗管理。こういったことが求められています。⑦では有利子負債の圧縮及び将来的な解消に向けた取り組みといたしまして、各府県と連携し、国や公庫に対して強力な要望活動の実施。こういったことが求められております。

そして⑧としましては、本年3月に策定しました全国統一の林業公社会計基準の適用による財務状況の透明性確保。最後に⑨で新公益法人制度への対応ということでございまして、この新公益法人への移行形態につきましては、先ほど申しましたように公社の長期債務残高や、将来収支見通しとか、経理的基礎の面などから考えますと、県としては一般社団法人への移行が適当と考えているところでございます。

そして、これら「改革プラン」のまとめといたしまして、資料の中ほどにございますように、日本一の森林率を誇る高知県の豊かな森林資源は県民共有の大切な財産でございますし、公社の再生を通じて、その森林が持つ公益性を持続的かつ健全に維持していくことは重要不可欠だと。2点目として、他府県との連携による、国への公社問題への責任を求めていく取り組み。そして、この提言がなされました改革プランの早期の取り組み。こういったことが検討委員会から示されたところでございます。

この「改革プラン」を受けまして、県と公社は連携いたしまして、来年度から特に3年間は集中的にこの取り組みを進めていくということでございます。

そして、改革後の公社の将来像でございますが、裏面に県貸付金の推移のイメージ図を付けさせていただいております。上半分が、昨年2月議会で説明させていただきました、将来収支が約146億円赤字になる可能性をシミュレーションしたイメージ図でございます。このイメージ図では、主伐が本格化しますのは2040年頃、紫色の棒グラフの分収益金のところですが、この頃までは本格的な収入がありません。一方で赤の公庫・市中元金償還金の他に、公社の運営に係る経費不足分の県貸付金、青色の棒グラフが発生します。本格的な収入が無いまま赤色の公庫・市中元金償還以上に県の貸付金が発生することによりまして、一番上にあります借入金総額、柿色の線でございますが、これが主伐が本格化する頃まで徐々に増えていくイメージ図になっています。

昨年の議会で説明させていただいたものをイメージにするとこうなるということでございます。これを改革す

ることによりまして、下半分のイメージ図の方向で取り組んでいきたいということでございまして、まずは、元金償還を除く事業活動収支の黒字を継続する。これはどういったことかといいますと、公庫・市中への元金償還額、これは収入がありませんので、県が貸し付けざるを得ないのですが、それ以上に、公社で必要な生活費については、公社の収入の範囲内でやっていただく。そうしますと、元金償還分以外の県貸付金はほとんど発生いたしませんので、一番上の借入金総額は現在以上に増えない、徐々に減っていくイメージ図としております。

また、主伐についても、本格化は2040年と言いましたが、これをできるだけ計画的に、前倒しできるものは前倒して伐採することによりまして、貸付金総額は2035年頃からなだらかに減っていくと。最終的には改革前のイメージ図よりも最終収支、水色の線の2077年と書いてあるあたりですが、この収支が改善されるようなイメージで改革に取り組んでいきたいということでございます。

公社の山は、公社営林と教育の森を合わせますと、造林面積が約15,000haあります。材の蓄積量が700万立方メートルを超えることが予想されますことから、1立方メートル1,000円の価格変動で約24億円程度の増減が発生するという試算がございまして、今後の材価変動で最終収支はかなり変動があるということでございます。このように、超長期のイメージは不確定要因が多いことも事実ですが、最終的にどうなるかというところは、なかなか今の段階では難しいんですが、可能なかぎりこのイメージ図に沿った改革を実行することによりまして、最終収支を出来るだけ改善してまいりたいと考えています。

また資料の表に戻っていただきまして、下段の3、改革後の公社の将来像でございまして、ポイントとしましては、公社改革を継続的に実行していくことによりまして、借入金総額を今の279億円と申しましたが、これ以上に増やさないようにする。そして平成25年度から、大豊町で大型製材工場が稼働します。これへの木材供給も視野に入れた、公社営林のスケールメリットを生かした計画的伐採と有利販売をめざして、将来収支見通しの改善につなげていくと。そして公社がこれまでも行ってきました公社営林を社会的な資産として、公益的な役割を担っていくと。こういったことを、これからの公社の将来像として考えているということでございます。

説明は以上でございまして。

(根小田会長)

はい、ありがとうございました。何かご質問、ご意見ございますか。どうぞ。

(西森委員)

数字的なことを1点伺いまして、その後、ちょっと自分の思うところも含めて述べたいと思います。

まず、資料4の(2)の①に書かれているA・B・C・D・Eですが、それぞれ全体的に何%、何%かという割合を教えてくださいませんか。超優良のAとEだけでも。

(森づくり推進課)

超優良のAは、いわゆる採算林というところで、約5%。そしてEが約17%ございます。ちなみに、21年度の試算でございまして。ただ、Eランクの非経済林につきましては、場合によっては無償でお返しするというのも検討しますので、できるだけ再精査して、17%から減らしていきたいと考えています。また、将来的に道が整備されたら搬出費用がかなり安くなって、Eランクの山がひよっとしたらCとかBに上がってくる可能性がある。そういった可能性のある山については、できる限り上の経済林の方へシフトしていきたいと。それで、どうしても駄目だという、例えばクヌギ山とかもございまして、そういう山で将来投資額よりも収入が上がらないような山だけをEランクで特定して、それは所有者にお返しをするといったことを今後、検討していきたいというふうに考えています。

(西森委員)

残念ながら、今の数字だと、不採算林というのは実に95%を占めているということなんですね。21年度の段階でしたら。

(森づくり推進課)

はい。もともと公社は第9期の経営計画を立てまして、そのときは過去の投資額も一切含めてどうなのかと算定した場合に、95%の山が投資を回収できないと。ところが、今回の考え方は、これまで投資してきたお金は別として、これから一定資金を投下したらその資金以上に収入が得られる山については、経済林にすると。そういった山が、17%のEランク以外の山ということになりますので、この山については資金を投下すれば付加価値が上がる可能性がございますので、少しでも付加価値を上げて高く売ることによって赤字額を減らしていくと。そういう考え方に今回の改革プランで変えたということでございます。

(西森委員)

それにまつわる話で、ちょっと耳にすることがございます。有り体に言えば、かなり、これまでにこの公社の方針といいますか、もっと言えば国の方針ということになるんでしょうけど、乗ったオーナー様方に不信感が蓄積されている部分がないかと思うわけです。ただ、これはもう、誰のせいと特定できるような問題ではないだろうとは思いますが、そこには非常にやるせないものもあるわけなんです、それに関連して③の分取割合の見直しというところについて、ご説明を求めたいと思うわけなんです。

つまり、その交渉には難航が予測されるとおっしゃられたのは、まさにそういうこととも関係しているんじゃないかというふうにお聞きしました。過去のいろんな不信感がある中で、さらにオーナー様にご協力を求めているという作業なんだろうと思います。そこで、口説き文句といいますか、どういう姿勢で臨まれるという方針があるのか、よろしければお聞かせいただけませんか。

(森づくり推進課)

おっしゃられたように、この分取造林事業は背景がございまして、昔、高度経済成長期の時期に国が拡大造林政策をとって行って、それに乗ったと。特に政策的に、公社の山というのは経営がなかなか難しい奥山を中心に、オーナーさんをお願いをして、これだけ木材価格が上がっているから、分取造林契約をやっても一定の収益をお分けできるというような話もしたろうし、逆にオーナー様の方からやってくれという話もあったらうし、いろんな背景があったと思います。

一番の問題は、木材価格が昭和55年ぐらいをピークに3分の1以下になったと。それは林業公社が悪いということではなくて、構造的な問題でもあり、そういった背景は、その造林地の所有者の皆様は十分ご承知です。そういったことと、あと公社の経営が非常に厳しいといったようなことを懇切丁寧にお話しする以外にはなかなか方法がないのも事実です。例えばこれを契約違反だというような話も当然あると思います。6対4で契約しているのを、なぜ7対3とか8対2にするんだって言われたときに、そういった背景を粘り強く説明、説得をして、少しでも分取割合を変えることによって公社の赤字を減らしたら、最終的に県民負担の軽減につながるから協力をいただきたいというような、そういった話以上のことはなかなか厳しいのかなというふうに考えております。ただ、全国的にも今、37公社ありまして、こういった経営改革の取り組みの一環としまして、約半数ぐらいの20公社で、そういった粘り強い交渉をして徐々に進みつつあるという実態はございますので、高知県も遅ればせながら、来年度から取り組んでいきたいということでございます。

(西森委員)

答弁をお聞きしてよく分かりました。ぜひ今おっしゃられたような感じでお進めいただけたら、この場に連なっている者としてはありがたいかなと思います。やっぱり民間の者にとりましては、県から「方針が変わったらこうしてほしいんです」って言われるのを非常に押し付けと感じる方が少なからずいらっしゃるようです。県側にそういうつもりはなくても、そう感じる方はいらっしゃると思います。行政改革の一環で、これも一生懸命取り組んでいらっしゃるって、背景がいろいろあって、オーナー様としたら理解をなさっていても、また県が押し付けてきて、とにかく承諾してくれの一点張り、というようなご不満が出かねない雰囲気を感じているものですか

ら。ちょっとそういったことも、全体にかかわる問題として、ぜひとも懇切丁寧に説明していただけたらありがたいと存じます。以上です。

(根小田会長)

はい、ありがとうございました。他にございませんか。どうぞ。

(岡林委員)

これは専門委員会で論議をしていますから、そんなに立ち入った質問はしませんが、1つだけ教えていただきたいと思います。

表の②の事業手法の見直しですね。いわゆる改革する場合に、主体性を持ってできることは主体性を持ってやりますけれども、この見直しについては、いわゆる不採算の山を契約解除、あるいは所有者の土地及び森林所有権の買取あっせんということをやることによって、この改革が達成できるわけですね。そうすると自主努力がなくて、対相手の協力を得ないとこの改革ができないということで、他の部門の県の行革とはまた違う状況があると思いますけども。

素朴な質問は、契約解除をした山は、元の個人所有になるわけでしょう。それで買取あっせんをするという手法に移るんですかね。そこの流れの内容を教えてください。

(森づくり推進課)

改革の一番のポイントは、どうやったら公社の赤字を少なくできるか、ということでございまして、まず1点是有利子負債。これが平成22年度決算で80億円ほどございます。この将来利息が約30億ございまして、繰上償還ができれば、そういった将来利息を払う必要がなくなると。だから、この契約解除、いわゆるEランクの山を契約解除できましたら、その山の分の繰上償還ができると。それが1ha当たり約20万円の節減効果ございますので、これはとにかく、早くやらんといかんということが1点ございます。

それと、直接は公社の赤字解消になるかどうかは別としまして、土地所有者は早くお金にしたい、売れるものなら土地と地上権の4割、大体4割なんですけれども、それを売りたいという土地所有者が結構おまして、そういったニーズに応えるべきだということがございます。これをやることによって直接、公社の赤字が減ることには、なかなかかなりにくいかもしれませんが、場合によっては、例えば大手の林業事業体、全国規模の林業事業体などは、土地所有者の分だけではなく、公社の持ち分も合わせて山を持っておきたいというような大手の事業体もございますので、そういったところに公社の持ち分を合わせて販売できたら、それはスリム化につながっていきますので、赤字の節減にもつながるというようなこととございます。

契約解除とか、買取あっせんとか、経営移管というのは、それぞれ別々の手法の見直しということでございます。経営移管も同じでございまして、仮に公社の経営を民間事業体にお任せしたら、その時点でもう、分収造林でなくなりますので、繰上償還の対象になって、1ha当たり20万円の節減効果があるといったことで、対処療法にはなりますけれども、少しずつ赤字の削減をする方法を積み上げていくというのが、この②の事業手法の見直しということでございます。

(岡林委員)

大きな視点でいうと、公社の赤字対策が森林荒廃にはつながりませんと。つまり誰か、森林管理の受け手がありますよと。そして同時に、県が謳っている、日本一の森林県である高知の中山間地域の活性化になり、林業で飯が食えると。そういう意味合いの産業振興計画と、この公社の経営改革プランとは、やっぱりマッチングできるような形にありますと。公社の赤字対策だけではありませんと。そういう山林振興ですね。もちろん背景には経済的な、木材価格等の問題がありますけれども、そういうことも観点にしてやってほしいなという思いです。また、当然、それは背景にあるという認識でいいですかね。

(森づくり推進課)

はい。特に(2)②にあります事業手法の見直しで、民間事業者への分収林の管理委託の推進。これは地域の林業事業者、例えば森林組合が今、民有林の管理を行っている。そこへ公社の山を合わせて取り込んで、一元的に管理すると。しかも今まで単年度で発注を待たないと仕事ができなかったのが、5年くらい、そっくり管理をお任せするということになりますと、民間事業者にとっては、民有林と一体的に道を整備していきまし、経営も5年間は約束されるようなところがあって、それは地域振興にもつながっていくと。そういったことを積極的に行っていきたいと。この部分は産業振興につながる取り組みだと思っています。

ただ、契約解除の分につきましては、おっしゃられたような問題がありまして、土地所有者が引き取っても自分で管理できないという部分が当然できてきますので、そこはこれからの課題ではあります。だから、引き取ってもそのままになるということではなく、例えば森林組合に頼む方法とか、そういったことも検討していく必要があると思っています。分収割合と同じように、この契約解除もハードルが高いというお話を、検討委員会ではいただいたところでございます。

(根小田会長)

ほか、よろしいでしょうか。どうぞ、お願いします。

(高村委員)

委員会に出ささせていただき、ありがとうございました。いろいろと審議で勉強させていただきましたけど、一番驚いたのが、森林公社では分収林の管理をしている人件費等を全部、バランスシートの資産に乗せていて、かかった管理コストと森林資産とがバランスしているという内容になっていて、それが実際にその森林資産を切ったときに、当然、それだけの金額に成長しない山というのも結構あって、それに対して赤字が発生しているというような、株式が持ち株で買ったときの株とそれから実際に売るときの株価が違うみたいな。そんな感じに帳簿上になっているというのは、非常に勉強になりました。

それで、森林公社の中には、分収林を管理する人が結構いて、そういう業務をしているわけなんですけど、徳島県では公社が森林を買い足して、新たな山を買うことで、同じ人員で管理業務をやることによって、伐採時の1ha当たりにかかるコストを下げているという話がありました。検討委員会では、そういう話は検討しなかったんですが、将来的にはそういう方法も、森林公社に余裕が出てきたらあるのかなと思いました。それは質問ではなく、感想ですが。

それで質問は、この(2)の⑥の経営責任体制の明確化のところに関係して、理事長の公選という話があったように思いますが、違いましたっけ。

(森づくり推進課)

改革プランの中では、そういった公選についても検討すべきというご提言をいただいております。この資料の「理事会の活性化」の中には、そのことも含まれているとご理解をいただければ。

(高村委員)

ああ、理事会の活性化の中ですか。

(森づくり推進課)

ええ、はい。

(高村委員)

わかりました。是非そういう、民間の知能を入れていくようなことについても、考えていただければ、と思います。



(根小田会長)

ほかにご覧いただけますでしょうか。

私もこの会社の検討委員会の座長をやっていたんですが、少し一般論として感じたことを幾つか申し上げたいんですが。1つは、森林整備公社の15,000haというのは、高知県の森林の一部ですよ。全体の5%ぐらいでしたっけ。

(森づくり推進課)

そうですね。5%くらいです。

(根小田会長)

それくらいの比率なんですね。ですから本来は、やっぱり、高知県の森林全体のあり方というか、林業のあり方をどうするかという、全体のビジョン、見通しの中で考えなくてはいけない問題だと思います。今回は公社の問題だけ、個別の対処を検討しましたけれども、それだけの問題かな、というのが1つ感じたことですね。

それともう1つは、よく一般に、農林業の多面的機能ということが言われていますよね。農業の場合でも林業の場合でも環境だとか国土保全とか、そういうこと。つまり公益性、公益的機能があるんだと。そうなりますと、土地所有者の権利あるいは山主の権利というのは、僕は無制限ではないんじゃないかと思うんですね。これからはそういう点を少し考えていかないといけない。つまり、森林が荒廃している、放置されている状況で、全体としてどう対処するかというときに、いや、これはもう山主の問題だと。いわゆる所有権があるので手を付けられないとなると、もう解決策がないわけですよ。そこら辺の問題を考えなくてはいけないと思います。そうしないと、それこそ今、日本のいろんなところで問題が起きていると言われていて、外国資本による買収だとか、そういう問題になる可能性があるんです。

つまり具体的に言うと、例えば土地所有者が農地なり山林なりを放置している場合には制約を課すと。国なり県が、それに対しては介入して、放置している場合は罰金をとるとか、税金を加算するとか、そういうことをしないと、全体的な公益性みたいなものは維持できないんじゃないかなという感じを非常に持ちました。その辺はこれからの検討課題だと思いますが、感じたところです。

それでは、2番目の議題について他にないようでしたら、次の議題に。

(事務局)

会長、ちょうど1時間半ほど経過しましたので、ここで少し休憩を挟んだらいかがでしょうか。

(根小田会長)

はい、そうですね。それでは10分間ぐらい休憩しましょう。3時40分から再開したいと思います。

< 休 憩 >

(根小田会長)

それでは、議事を再開いたします。

議題3の行政改革の取組状況について、行政管理課から説明をお願いします。

(行政管理課長)

行政管理課の原でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

資料3、「高知県行政改革プランに基づく取組状況」についてご説明をさせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきますと、右下に小さく「2」と、ページ番号を記載しております。このページ番号に沿って、順に説明をさせていただきます。

この資料では、行革プランの主要項目ごとに、本年度、平成23年度の主な取組実績や成果、このページで言いますと、左半分が取組実績と成果になっております。右半分が、今後の取組という整理をしております。なお、左から2つ目の欄でございますけれども、行革プランの該当ページを記載してございますので、適宜、プランと照らし合わせながら、ご覧いただけたらと思います。

それでは、まず、2ページですが、ここでは大項目の1、「官民協働型の県政の推進」について、「民間や地域との新たな協働」の取組を記載しております。

ご案内のとおり、県では地域支援企画員を県内7ブロックに53人配置し、地域における様々な活動を支援しております。さらに産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などを策定して、各分野で官民協働の取り組みを進めているところでございます。ここに記載してあります、アンテナショップ「まるごと高知」の取り組みや、あったかふれあいセンターの整備などは、こうした数ある官民協働の取り組みのごく一例に過ぎませんが、とりわけ平成23年度については、東日本大震災を受けまして、南海地震対策の加速化と抜本強化というところに力を注いでまいりました。南海地震への備えは、行政だけで対応できるものではございませんので、住民の方々と力を合わせ、取り組んでいく必要がありますことから、そのページの下を表にもありますように、23年度の途中で、6月、9月、12月に補正予算を編成いたしまして、「今すぐできること」と「抜本的な対策」ということの2つの柱の取り組みを強化してきたところでございます。

なお、24年度、右側の今後の取り組みのところでございますけれども、24年度は、県職員OBなどによる「こうち防災備えちよき隊」というチームを組織しまして、実際に地域に入って、例えば「この地域のこの地形なら、こういうふうには避難したらいい」とか、あるいは「避難路はこうする方がいい」というふうな、そういった助言をするなど、それぞれの地域の特性や課題を踏まえまして、南海地震対策を加速化していくことにしております。

また、資料の右上でございますけれども、平成24年度からは、先程来申し上げておりますように、全庁を挙げて中山間対策を抜本強化し、「中山間地域を支える絆のネットワークの構築」に取り組むこととしております。その中心的な取り組みとしては、既に報道などでご案内のことと思っておりますけれども、小学校の廃校跡地や集会所などを利用した「集落活動センター」を県内各地に整備することとしております。このセンターでは地域地域の特産品づくり、加工品づくり、あるいは食料品など生活必需品の店舗運営を行っていくこと等が考えられます。また、高知型福祉の代表例でもございます、「あったかふれあいセンター」を併設して、高齢者の見守りなど、地域の支え合い活動の拠点としたり、さらには、ドクターヘリポートを併設しまして、いざという時の救急医療を支える、まさに救急や防災拠点として活用していくこと等も考えられるところでございます。

このように、産業振興計画による産業の振興や日本一の健康長寿県構想における地域の支え合いの仕組みづくり、さらには南海地震対策を通じた防災対策など、各分野の取り組みを融合、発展させた形で、総合的な中山間対策を講じることによりまして、中山間地域での暮らしを守り、若者が地域で暮らせる県土づくりを目指して、取り組んでいくこととしております。なお、この集落活動センターは、平成24年度は県内8市町村11カ所に整備する予定で、今後10年間で130カ所まで増やしていくことを目標としております。

続きまして、3ページをご覧ください。

まず1つ目の「県民との対話」につきましては、これまでも知事と県民との「対話と実行座談会」を行っておりまして、その実施状況を記載しております。この取り組みは、知事が県内各地域を訪れまして、県民の皆様と対話していく中で、地域の実情や課題を教えていただいて把握し、皆様の声をこれからの県政に反映していくというものでございます。座談会での意見が実際の施策につながった例として、23年度事業への反映といったものを2つほど記載しておりますが、これ以前にも毎年、幾つかの提案を事業化に結びつけておるところでございます。

平成24年度からは、この取り組みをこれまで以上に知事がよりきめ細かく地域の現場現場を回って訪問して、お考えなどをお聞かせいただくように、名称を「対話と実行行脚」と銘打っておりますけれども、そういった形で

行うなど、対話と実行の姿勢をさらに強化することとしております。

次の項目、「指定管理者制度を活用した公の施設の管理運営」でございますが、これは現在、坂本龍馬記念館や交通安全こどもセンターなど、34の公の施設におきまして、指定管理者制度を導入し、県出資団体はもとより、市町村、NPO、あるいは民間企業の方などに管理運営を委託しています。この制度の課題としまして、3点書いておりますが、やはり一つ目の、公募に対する競争性の確保といったことが一番の課題となっております。と申しますのは、応募数が減少しておりますので、これが一番の課題となっております。このための対応としては、より多くの事業者が応募しやすいように事務手続を改善し、公募に対する競争性を確保するとともに、指定管理者の経営努力を評価する、やる気を支える仕組みを検討していく必要があるものと考えているところでございます。

次の、「市町村への権限移譲の推進」につきましては、いわゆる第2次分権一括法によりまして、47の法律に関する事務が県から市町村に権限移譲されることになりました。これによりまして、例えば農地等の権利移動の許可等に関する事務が市町村で行われるようになり、より迅速な手続きが可能になりますほか、介護や障害者福祉施設の立入検査などの事務が、中核市であります高知市へ移譲されることとなります。このほか、県が独自に定めております「市町村への権限移譲推進プラン」に基づきまして、来年度から新たに4法令の事務の権限が市町村へ移譲されることになっております。

ご案内のとおり、本県の市町村は規模が小さいこともありまして、他県と比べますと、あまり権限移譲が進んでいない実態でございますが、それでも地方分権の趣旨からしますと、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域の実情に応じて、よりきめ細かな行政サービスを提供していく、そういった状態になっていくということが、住民にとってのメリットが大きいと考えておりますことから、引き続き市町村と十分に協議をしまして、権限移譲を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4ページをお開きください。

大項目の2として「組織としての機能の質の向上・高知県職員としての質の向上」についてでございます。

1つ目の項目はまず、「地方の声を国の政策に反映させる取組」でございますが、平成23年度は40項目の政策提言を知事から直接、国に対して行いました結果、いくつかの提言が国の政策に取り上げられるなど、成果を得ております。国に政策提言を行っていく際には、単に高知県にとって有利だという主張に留ることなく、誰が聞いても納得してもらえるような、まさに、全国に通用する理論構築をしなければ、なかなか国の方で取り上げていただけませんので、引き続き、そうした理論構築に努めますとともに、共通の課題をもつ、他の地方公共団体等と連携をしまして、効果的な提言活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次は「国の出先機関改革への対応」についてですが、この2月に臨時の四国知事会が開かれまして、四国経済産業局の丸ごとの移管を目指すことと、その受入体制としまして、四国4県で広域連合を設立すること等を4県で合意をいたしました。広域連合には、経済産業局の関連業務だけではなく、その他にも例えば東アジアへの輸出の振興ですとか、あるいは鳥獣被害対策など、4県が広域的に連携して実施することが効果的な共通課題についても持ち寄り検討をすることとしております。今後は、平成26年度中の四国経済産業局の移管を目指しております。国との協議を行いますとともに、4県間で具体的な検討作業を進めてまいります。

次の「アウトカムを意識した仕事の進め方」については、PDCAの徹底と明確な目標の設定について、記載をしております。先程来申し上げておりますように、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの主要計画については、知事を筆頭とします本部組織がでございます。また外部有識者によるフォローアップ委員会などの会合を定期的に、大体四半期ごとに開催しておりますけれども、こうした会合を定期的に開催して、まさにPDCAサイクルによる検証を実施しまして、その結果なども踏まえまして毎年度、計画をバージョンアップしているところでございます。

この度、この3月に策定をいたしました、第2期の産業振興計画と日本一の健康長寿県構想には、県民の皆様と成功イメージを共有できるようにということで、4年後の目標をできるだけ具体的な数値で示すとともに、さらに10年後の目指す姿を明示しており、これらの目標達成に向けて、常に組織としてPDCAサイクルを回しながら、取り組みを進めていくことにしております。

次の「人事制度の適正な運用」につきましては、職員の人事考課の分析及び結果の公表、あるいは職員本人に

対するフィードバックの状況を記載しております。

本県の人事考課は200点満点で考課をしておりまして、平成22年度の全体の平均は134.3点となっております。これにつきましては、本庁と出先の別、職種別、職位別、あるいは男女別等の得点分布や平均点を職員向けに公表することで、透明性の確保に努めているところでございます。引き続き、管理職員等への研修を実施することとともに、何より職員へのフィードバックを徹底することで、この制度の信頼度を高めて、職員の人材育成につなげていきたいと考えております。

最後の「風通しの良い職場づくり」につきましては、職場ドックの取り組みを記載しております。職場ドックというのは本県固有のと言いましょか、ネーミングをした新たな取り組みでございまして、23年度から全所属で始めたものですが、各職場の中で、職員自ら、職員全員で職場のストレス要因といったものを、あるいは要因の改善策を話し合うことで、職員間のコミュニケーションの向上を図ることもございますけれども、何より働きやすい職場環境をつくることに、職員参加型で取り組んでおります。なかなか好評を得ておりまして、来年度以降も継続して取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

ここからは、大項目の3「簡素で効率的な組織の構築」についてでございます。

このページには、平成24年度の主な組織改正の概要を記載しておりますが、次の6ページに、新旧対照のイメージ図を載せておりますので、そちらをご覧ください。

今回の組織改正は、高知県が全国に先駆けて「課題解決の先進県」となることを目指して体制を強化したものでして、中でも来年度の目玉として、マスコミでも取り上げていただきましたが、6ページの右側に記載しております、中山間対策に関する体制を整備しております。全庁を挙げて中山間対策をより強力に推進していくため、これまでありました「中山間総合対策本部」の機能を強化し、その事務を総括する、部長級の「理事（中山間対策・運輸担当）」を新たに配置することになりました。また、中山間対策の総括機能を担当する、「中山間地域対策課」を新たに設置することにしております。さらに、深刻化します鳥獣被害対策について、これを中山間対策の重点課題として位置付けまして、地域の暮らしを守る取り組みをより一層推進していくために、「鳥獣対策課」を文化生活部から、中山間対策を所管する産業振興推進部の理事所管として移管することとしました。

このほか、運輸政策課と公共交通課を統合しまして、「交通運輸政策課」を設置するところでございます。

その下にあります「学校安全対策課」でございますが、これについては、学校の安全対策を推進するために、南海地震対策をはじめとした危機管理や、防災対策、あるいは防災教育などソフト・ハード、両面を集約化いたしまして、教育委員会事務局に新たな課として設置をするものでございます。

ページの左半分には、人口問題対策室、ねんりんピック推進課、そして療育福祉センター内の高知ギルバーク発達神経精神医学センター、それと地域観光課というものを記載しておりますが、いずれも5つの基本政策など、経済の活性化ですとか、日本一の健康長寿県づくりに関連しまして、体制を強化するものでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

ここでは「職員数のスリム化」についてまとめてございます。この4月1日の知事部局の職員数は3,393人となる見込みでございまして、昨年より20人ほど少なくなる見込みでございます。また、教員や警察官を含む県職員の総数では、14,000人余りとなって、こちらも昨年より90人以上減少する見込みです。

ページの右下に、「スクラップ&ビルドの徹底」と書いた表がございますけれども、スクラップといいましょか、減員要素としまして、外郭団体等への派遣の見直しですとか、業務の外部委託、技能職員等の退職不補充などで職員の定数を減らす一方、ビルドと言いましょか、中山間対策の抜本強化、南海地震対策の加速化、あるいは東北の被災地への職員派遣、経済の活性化など、緊急性の高い分野につきましては重点的に職員を配置することとしております。

ご案内のとおり行政改革プランでは、平成27年4月までに知事部局を3,300人体制にすること。また総数を13,477人にすることを目標としておりますので、引き続きこの目標に向けて、職員数のスリム化に取り組んでまいります。そうした中でもメリハリを効かせまして、県勢の発展のために必要なところにはしっかりと職員を配置し、全体として効率的な組織になるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、8ページをお願いします。

「他県に先行した職員数スリム化の努力」というタイトルで、四国各県と、財政規模等が本県と比較的似ている鳥取県、島根県の一般行政部門の職員数の推移をグラフで比較したものでございます。職員数自体は、この6県の中で多い方から2番目ですが、平成11年を100とした比率でいいますと、本県が最も少なくなっていることがお分かりいただけるかと思えます。

続きまして、9ページをお願いします。

「人件費の推移」のグラフですが、これは一番右端が平成24年度の職員給の予算額で879億円となっておりまして、一番左端の平成16年度と比較して198億円減少しております。これは職員数の減とか新陳代謝によるものでございますけれども、さらにその中で、各年度ごとのグラフで、棒グラフの白い部分が、職員の給与カットによる額でございます。平成17年度からのそれぞれのこの白の部分を足し合わせた累計額は約109億円となっております。また、ラスパイレス指数の推移を載せてございますが、これは国家公務員の平均給与額を100として算出した指数ですが、平成23年度で98.8となっておりまして、引き続き100を下回っている状況がお分かりいただけるかと思えます。

続きまして、10ページをご覧ください。

「公社等外郭団体の改革」についてでございます。

平成23年度までの主な実績としまして、行革プランにもございましたとおり、高知県医療廃棄物処理センターをエコサイクル高知に合併しましたほか、高知県苗木需給安定基金協会につきましても廃止をいたしました。また、公社改革の対象は、県が資本金等の25%以上を出資する法人などを対象としておりますが、高知県生活衛生営業指導センターにおきまして、民間団体からの増資もございまして、県の出資割合が25%を下回ったという状況もございまして。

表の右側に、今後の取り組みとして3点掲げておりますが、まず、高知県道路公社と高知県競馬施設公社につきましては、プランどおり今後、廃止・解散を視野に入れまして、関係者との協議を進めてまいります。また、各団体の共通事項としまして、引き続き経営改善に取り組み、自律的な経営を確保しますとともに、県としまして、各団体の財務状況や職員状況、あるいは随意契約の状況などを積極的に情報公開することによりまして、外郭団体との関係性などの透明性を確保してまいりたいと考えてございます。また、財団法人や社団法人の新公益法人への移行といったものが、法律の改正もございまして課題になってございます。この期限が25年11月末に迫っておりますが、まだ18の県出資団体が残っておりますので、引き続き事務手続等の支援を行ってまいります。

資料の下半分に記載してあります、森林整備公社の経営改革プラン策定については、先ほど、森づくり推進課から説明がございましたので、ここでは省略をさせていただきます。

続きまして、11ページをお願いします。

ここでは、大項目の4として、「県民が将来に希望が持てる県づくりと財政の健全化の両立」についてまとめております。ここについては、先ほどの財政課長からの説明と重複しますし、時間の都合もありますので説明を割愛をさせていただきますが、今後とも事務事業等の見直しですとか、県税収入の確保、県有財産の処分に加え、県債残高を抑制することによりまして、安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、大変長くなりましたが、行政改革プランに基づく取組状況などについて、ご説明をさせていただきました。

この1年間を振り返りまして、私どもとしましては、全体として概ね行政改革プランに沿った取り組みを進めてきております。そういうふうにも思っておりますけれども、依然として県の行革を取り巻く環境は大変厳しいものがございまして。県政課題は山積しております。引き続き行政改革プランだけでなく、バージョンアップした産業振興計画ですとか、健康長寿県づくりの取り組み、あるいは南海地震対策の加速化、全庁横断的な中山間対策などを強く推し進め、県民の皆様が将来に希望の持てる県づくりに向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、産業振興計画の新しいものと日本一の健康長寿県構想の新しいバージョンのパンフレットをお手元に

お配りしております。今後の参考にしていただければと思ってお配りさせていただきました。大変長くなりましたが、私からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

(根小田会長)

ありがとうございました。どうぞ。

(遠山委員)

先ほど岡林委員からも質問が出たんですけれども、ラスパイレス指数は、これから2年間、多分、ひっくり返ってくるだろうと思うんですが、その辺は臨時の措置ということになるんですかね。

(行政管理課長)

国の方でも、この公表の仕方をどういったものにするかといったことは、まだちょっと、決まってございません。国の給与カットは時限的に行われるものでございますので、地方との比較の仕方についても、どういった形で公表をしていくのか。そういったことについても、国の情報待ちでございますので、その状況を見守っていきたいと思っております。

(遠山委員)

続けて質問ですが、高知ふるさと応援隊のイメージがもう一つ湧かなくて。これだけの人数をどこから持ってくるのかなど。その辺、イメージだけでも構わないですけど、教えていただければと思います。

(行政管理課長)

先日もテレビで放映していただいたように、今現在も一部、本山町とか、県外から若者に来ていただいて、活躍していただくといった取り組みをしております。このふるさと応援隊につきましても、さらにそういった取り組みを広げていこうというものだと承知をしております。県内の人もそうなんですけど、むしろ県外から積極的に来ていただけるように、所管課では新年度早々、東京や大阪などで、説明会等も積極的に行っていくと聞いております。

また、銀座のアンテナショップ、まるごと高知等でも、そういった情報提供といいましようか、呼びかけを積極的に行って、ぜひ田舎の活性化に取り組みたいという、意欲のある若者に積極的に来ていただけるよう努力をしていきたいと考えています。

(遠山委員)

続けて、もう1点だけ。先ほど、那須先生もおっしゃったんですけれども、PDCAのところ、産振計画にしても長寿県構想にしても、特に産振計画で、今のこの時代に、どっちかという右肩下がりの中で、確かに目標を持つというのは大事だとは思いますが、この数字はいかかなものかなというところもあるので、そういう意味で、よりPDCAに基づく、特に見直しの部分。これをきちっとやらないと、過去の行政がそうだったように計画を決めっぱなし、10年経ったら、ということがまた繰り返される恐れもゼロではないと思いますので、毎年度毎年度修正というか、見直しをやっぴり大事にしていきたいと思えます。

これは、産振計画だけでなく、長寿県についても、例えば、がん健診でいうと、国もとうとう目標を引き下げました。胃がん等は50と言っていたのが、基本計画で40に引き下げたと思えますけれども、高知県の構想を見ると50なんです。その辺も含めて、目標を立てるのはいいんですけども、努力して駄目なら少し見直してみるところも、しっかりやっていただきたいと思えます。

(根小田会長)

はい、どうぞ。

(水田委員)

県庁の職員のスリム化はかなり進められているというのはよく理解しているつもりですが、この7ページの、職員の数に関連して、有期雇用といえますか、臨時的な職員の方が、大まかで結構ですが、どうなっているかというのは分かりますでしょうか。

(行政管理課長)

県では今、臨時的任用職員という位置付けで、大体雇用期間が1年以内という職員がおりまして、そういった臨時的職員につきましては、先ほど財政課長からも話があったように、国の緊急雇用創出臨時特例基金で、まさしく県の臨時の職員としても、雇用対策を強力に進めてきておりました。その関係で、21年度と比べますと、22年度と23年度は若干増えてございまして。それが、来年度は緊急雇用が一区切りするということで、臨時職員の配置も見直すべきところは見直し、ただ、それをすべて元通りにするというのではなくて、必要などころには配置するというような考え方で、21年度に比べますと若干増えておりますけれども、22年度、23年度に比べますと一定の見直しをし、必要な職員数を確保したといった状況でございます。

(水田委員)

その緊急雇用対策等は除けまして、定量的な業務処理に関して、概数でどのぐらいの人数ですか。

(行政管理課長)

知事部局全体でいいますと、約200名ほどでございます。

(水田委員)

ということは、この中には正職員の方が昔やっておられた業務を肩代わりをしている部分というのも当然あるわけですね。

(行政管理課長)

以前から臨時的職員はおりますし、あるいはスリム化と言いましょうか、一頃進めましたアウトソーシングの推進などの際に、外部委託をするとともに、一部は臨時的職員で対応していくとしたものもございまして、委員ご指摘のとおり、以前は職員がやっていたようなことを、今では臨時職員で対応しているといった例はございます。

(水田委員)

先ほど、人件費の説明をしていただきましたけれども、この概数200人というのは、この人件費の中には含まれていて、さらに190億円、200億円ぐらい減っていると。こういう認識でよろしいですかね。

(行政管理課長)

臨時的任用職員の人件費につきましては、賃金という整理ですので、別途になります。職員の人件費の数字には含めておりません。

(水田委員)

それと、先ほど指定管理者のご説明をいただいたんですが、手を挙げる業者が少ないというのは、1つは、非常に委託料が低いということが言えるかも知れません。これはできるだけ低く押さえていただかんといかん部分もあると思いますが、もう一つは、やっぱりインセンティブが働くような仕組みになっているかどうかという

問題があると思うんですね。それで、受託者が自分達で創意工夫をして、成果が上がったという部分が、この受託者のメリットになるような仕組みを考えていただいたらと。これは希望でございます。

(行政管理課長)

現在でも、利用料金制というものですけど、指定管理者が利用料金を自らの収入にできるという仕組みにはなってございます。経営努力によって、例えば利用者の増加につながったような場合は、その分だけ指定管理者の収入が増加するという仕組みになってございまして。ただ、そういったことの周知が徹底されていないのかなという反省もございまして。

そういった制度がございましてけれども、ただ、それがどれだけメリットとして捉えられるほどのものかといったことは、ご指摘のとおりだと思います。

(水田委員)

新聞で大々的に報道されたものですから、ちょっと気になっておまして。それと、労働者側から見ると、委託料をあまり下げると、結局は労働者の賃金を抑えられるというような意見を我々としても聞いておりますので、高ければいいということではないですが、なお、その辺の塩梅というか、塩加減をうまくやっていただきたいなと思います。

(行政管理課長)

そういった声も承知しておまして、委託料につきましても、いたずらに下げるといったことのないように、適正な額を確保してまいりたいと考えております。

(根小田会長)

他にございませんか。岡林委員どうぞ。

(岡林委員)

人員問題については、水田委員が言われましたので、あまり言いませんが、やっぱり仕事があって人を張り付けるということですから。人を減して、それに見合う仕事ではないということ。その主体ですね。この計画をつくる際のことを、ずっと踏襲していただけたら、と思います。

それと、議会でもいろいろ意見があったということを知りましたが、時間外労働。例えば1人が1,600時間の時間外労働をしたと。これは異常な形で、そういった意味では、業務分担の平準化というか、そういったことが必要だと。突発的な時間外労働は当然やむを得ないんですけど、時間外が業務遂行上、算定されている、積算されているといったことのないように、そういった枠の労務管理というのを徹底していただきたい。

それと4ページの人事制度の適正な任用で、人事考課の全体平均が134.3点と。この数字が高いか低いかにいうことを教えてください。

それから、メンタルヘルス。県の職員も教員も高知県は多い傾向がありますが、やはりメンタルヘルス対策という形のものをしていただきたいということ。

それと、震災対策の問題で、いわゆる自主防災組織、あるいは各市町村を通じて、家屋の倒壊や津波対策は、それぞれ町内会単位とか、行政区域単位でやっておるけれども、得てして居住地主義だと。ところが昼間に地震が起こった場合に、いわゆる事業主、あるいは経営者として、そこで働いている人間の安全対策をする必要があるわけですね。私も町内会では、いろいろと対策を話しています。ところが中心部の高知市の企業も含めて、そういった話があんまりないんですね。もちろん、企業は企業で自主的なマニュアルはつくってございますけれども、その企業だって、そこに住んでいる一住民とすれば、そういう企業等に対する行政との話し合い、連絡。そういったものを、もうそろそろやっておかなければならないのではないかと。そういった形が、今後の震災、津波対策で大変大事だと思います。



それから、私が防災の会に出席した時に、市の担当者から、津波がくる所は家屋の倒壊対策を余計にしておかないと大変だという話がありました。そういった意味で、今回の県の予算では、資料1の21ページに建築物の耐震対策として81億5,500万円となっていますが、これは公共事業、公的な施設を含めた予算でしょうから。それをもう少し使い勝手のいいような形で、キャンペーンを張って、自分で家屋の倒壊を、あるいは家財の倒壊を防ぐと。自らが金を出して、補助も一定受けるけれども、自分で防ぐと。いわゆる公助、共助、自助で、自助の分ですね。そういったところを行政がもう少し、痒いところに手の届くようなフォローアップをする必要があるんじゃないかと思います。

そういった意味では、自分は管理者という立場で、そのビルに住んでいる人、あるいはお客さんに対する地震が来た時の安全というものを一番今、考えていますから、行政としても徹底した対応策というのを早く打ち出して、もちろんこれは高知市との連携でしょうけれども、具体的な会合を早く実行に移すようにしてもらいたいという思いです。

(行政管理課長)

4点ほど質問をいただいたと思うんですけど、まず、時間外勤務の実情を踏まえての定数と言いましょいかを考えていくことにつきましては、もちろん、時間外の実績というのも行政管理課の方で把握しておりますので、新年度の組織定数を考える時には、そういった実態というのも参考にして、定数というものも考えております。

ただ、4月スタート時点での検討でございますので、例えば1年前の東日本大震災を受けての地震対策の部署の、今年度前半の忙しさといったものは、そういった時点では考慮できておりませんので、そういったことも新年度にスタートした定数から、4月以降の実情なども見ながら、年度途中での増員といったこともしてございます。それともう一つ、原発対応などで、大変忙しくなっていた新エネルギー推進課についても、年度途中に増員をするなど、これまでもそうした対応をしてございまして、新年度の定数についても、そういったことも踏まえまして、検討をしてございます。

2点目の人事考課につきましては、資料には平均点が134.3ということだけを書いておまして、分かりにくくて申しわけございません。これは200点満点で、項目が10項目あるんですけれども、1項目ごとに5.4.3.2.1で評価をし、それにウェイトを掛けまして、それぞれがオール3点なら120点になるという仕組みになってございます。ですので、3点がつくというのはきちんと仕事ができているという評価ですので、120点でも十分なんですけれども、それより高い評価の点数がついている職員が多いということで、平均134.3となっております。お陰様でいいましょいか、この人事考課を始めまして、年ごとにこの点数が、少しずつではありますけれども上昇しております。ということは、やはり職員にとって、こういう考課の成果もあるのか、あるいは仕事への取り組みの姿勢が、それぞれの部署で前向きに取り組むようになってきていると思っておるところでございます。

3点目のメンタルヘルス対策につきましては、本当に古くて新しいと申しましょいか、ずっと大きな課題でございます。ご案内のとおり、県職員の中にも、メンタルでの長期病休者が一定数おります。この対策もいろいろ講じております。研修といったものも、予防のための研修とか、あるいは管理職への研修といったものもやっておりますし、個々のそういった状態になられた職員への産業医の方のフォローとか、あるいは主治医との連絡をとっての対応なども行っております。また、職場復帰支援制度といったものも設けておまして、円滑に職場へ復帰していただけるような支援といったものも、いろいろ手を足して取り組んでいるところでございます。

ただ、ご案内のとおり、目に見えて減っているというような状態にはございませんので、今年、新たに取り組みを始めた「職場ドック」というのは、職員一人ひとりへのアプローチといった対策をこれまでもそれぞれやってきたけれども、それをもっと組織全体として、一人にしわ寄せといったことでなくて、もっとみんなで組織を活性化というか、働きやすい職場にするために何かできることができないだろうかというふうな、新たな視点を取り入れて、働く環境づくりからのアプローチで取り組み始めたものでございます。こういうところからも、職員の負担軽減に繋がるのではないかと考えておりますので、これからも取り組んでいきたいと考えております。

4点目にご質問をいただきました事業者の方への地震対策につきましては、おっしゃられるとおりでございます。これまでどちらかと言いますと、自主防災組織ですとか、地域の住民の方との協働といったことが先行して

いたような実態がございました。ただ、東北の被災地からも入手した情報によりますと、確かに事業者の方々の、事業活動の復旧の支援も大変重要であるということで、本県でも取り組み始めております。具体的に言いますと、事業継続計画、横文字で恐縮ですがBCPというんですけれども、こういった手引書をこの3月に作成したばかりでございます。地震発生後には、顧客の安全の確保がまず何よりですし、また被災後の業務を継続していくため、こういった対応が必要かといったことなどは、いざそれが起こってから考えては間に合わない。ということで、必要な事項はあらかじめ決めておくといったものが、この事業継続計画というものでございます。東日本の被災地からお聞きした話でも、こういうBCPを策定していたことで、実際に被害が軽減できたという事例もお聞きしておりますし、また、被災後も、例えば本社機能を速やかに移転するとか、代替の拠点での生産へ切替がスムーズにいったとか、あるいは資材の調達先の確保が迅速にできたとか、そういった面で事業の早期復旧が果たせた事業者については、あらかじめこういった取り決めを考えておいたことが非常に有効であったということでありましたので、高知県におきましてもBCPの策定を進めていくための手引書を作りました。

事業者の方々との連携の会議も、実は22年度から「高知県事業者防災推進協議会」といったものを立ち上げております。様々な業界団体の皆様のご協力をいただきながら、いろんな意見交換などを行っておりまして、その協議会の中でもBCP策定推進プロジェクトといったものを立ち上げて、勉強会を重ね、このプランの策定に至っておりますので、今後はこれらによりまして、個別の支援も含めまして、有効に活用して事業者の皆様方の南海地震対策も強力に推し進めていきたいと考えております。以上です。

(根小田会長)

ほかにございませんか。

(高村委員)

9ページ目、人件費の推移のところに出ている人件費は、残業代は入っているんでしょうか。

(行政管理課長)

ここには、職員の給与、ボーナスのほか、諸々の手当、時間外勤務手当も入っています。

(高村委員)

分かりました。それで、非常に残業が多い方がおられるという話が、我々の間でもちょっと話題になっていて、そういう人があるということは上司の責任にもなるだろうし、管理的な問題にもなると。なかなか全体の人件費、その部署の人件費をコントロールするのは難しいので、一層のこと年俸制に移行したらどうかという話もありましたが、そういうのは難しいんでしょうか。

(行政管理課長)

正直、まだそこまでの検討に至っておりません。ただ、恒常的に時間外が多いところは、そういった職員の状態をそのままにしておくといったことは、あってはならないことですので、きちんとした勤務時間管理といったものを管理職共々、徹底をしていきたいと。

また、そういったことのないように、先ほども申しましたような定数ですとか、あるいは業務分担の見直しとか、そういったことを地道に積み重ねていきたいと考えております。

(高村委員)

あと、人員の推移なんですけど、削減しているのはよくわかるんですけど、例えば教育部門の人員というのは、他の県と比べるものではないですよ。教員の数というのは、児童、学童の数に関連するものだと思いますので。教員を採用するというのは、その人を40年近く面倒を見ていく責任が発生するわけですから、40年後に学童の数がどれくらいになっているかと考えながら、戦略的に人員を配置していくと。そういったことを考えるべきだ

と思います。

それは、教育だけじゃなくて、一般行政のところでも同じで、今、採用している職員が、40年後に高知県の人口がどれぐらいになって、どういうサービスにどれぐらいの人が要るかというふうな、そういうことをちゃんと踏まえて採用しているんだとは思いますが、改めて、この40年でかなり高知県の人口も減ることが予測されますので、そういう人口推移も踏まえながら、要る人材、要らない人材というのをきちんと見極めていくべきだと思います。そういうことはされていますでしょうか。

(行政管理課長)

このグラフそのものは、全国でもこういった職員数の削減といったところをデータ化してお示しする時に、このような形をとっておりますので、載せさせていただきましたが、おっしゃられるとおり、例えば教員で言いますと、高知県の場合、教員の数が減っているのは生徒数の減によって、学校の統廃合が進んでいるためでございます。その現状と将来を見越した教員数といったものを考えて、採用するといったことをしております。

知事部局につきましても、ご指摘いただきましたように、現状もちろんですけども、今後、重要となる行政分野への配置をしっかりとしていく一方で、スリム化が可能な分野については、積極的に外部委託なども進めることによりまして、全体として、それこそ県人口そのものが減少の流れにはありますので、職員数についてもそれに見合ったものとするような、大きな方向としてはそういったことで、職員数を考えて、採用などを行っているところでございます。

(高村委員)

あと3ページのところで、市町村への権限移譲の推進という話があって、大阪では大阪市と大阪府の二重行政が話題になっていて、いろいろと革新的なことを試みられているようなんですが、高知県の場合も、高知市というのは大きな割合を占めていて、県と高知市の業務というのは、二重行政的になっているんじゃないかという気もするんですね。例えば、商工労働部的なものが高知県と高知市の両方に要るのかということとか、あるいは観光行政なんかも1つの市町村だけでやるんじゃないかと、県全体で見えていくべきじゃないかということ。そういうこともあるので、こういう部署的な話というのは、県だけでなく、各市町村とも一体化して、どういうふうな構図、構成にして、人をどう配置していくべきかという、戦略的なところをぜひ話し合っていってほしいと思います。それでかなり職員を削減できるんじゃないかという気もしますが。

(行政管理課長)

中核市である高知市とはもちろんですけど、他の市町村とも、それこそ個別に権限移譲というのは、これまで進めてきておりましたけれども、それこそ全市町村とそういった意見交換などを密に行いまして、二重行政といったことのないように、県全体として効率的な公務員の人数になるように、という視点で協議を進めていきたいと考えております。

(高村委員)

あと、4ページ目なんですけど、PDCAのところで、4年後の目標と10年後に目指す姿を具体的な数字で示してPDCAを適用していくという話がありましたけど、やっぱり民間の考え方からいって、4年というのは長すぎる気がします。4年だとしばらく効果が分からない、結果が分からないので、1年後の目標というのも具体的に設定してほしいと思いますが、それは難しいんでしょうか。

(総務部長)

基本的に4年の目標を掲げていますけれども、当然そのプロセスということを内部的に考えているところでございます。4年後の目標を定めながら、1年1年がどうなっているかについては、きちんとPDCAを回しているような状況でございますし、そのような仕組みにさせていただいているところでございますので、4分の1な

のか、10分の1なのかといったところはあるにしても、そこについてはきちんと目標を定めながら、毎年毎年、検証をしていくという形になっていると思っております。

(高村委員)

内部的だけでなく、やっぱり県民にも分かるように公開することで、例えばまだ効果が上がってないように見えるけど、実際はこのプランどおりだとか、あるいはちょっと落ちているんだとかということが具体的にわかりますので、ぜひ内部的な参考だけでなく、外部にも公開していただきたいと思います。

それから、もう1点、人事考課についてなんですけど、先ほどの話を聞いていると、絶対評価をされているということですね。全体の評価が段々と上がってきて、平均点が上がってきていると。民間の場合、絶対評価をしている会社も多いとは思いますが、絶対評価をすると予算がなかなかつけられないんですよ。厳しいですけど相対評価にしている会社が結構あると思います。そうすると、人件費の枠をきちんと設定できるので。そういうのは難しいですか。

(行政管理課)

高知県の場合、人事考課は絶対評価で行っておりますが、それを昇給につなげていくところの、昇給区分をどういった割合にするかといったことについては、相対的と言いましょうか、一定の率で留めるようにしております。点数が高いからといって必ずしも昇給が高いといったことにもならないような運用の仕方をしております。

(高村委員)

分かりました。あと、この人事考課のところ、何点から何点の人が大体何%とかいう、そういう区分みたいなものを公開するというのは難しいですか。

(行政管理課長)

それは職員にですけど、公表しています。

(高村委員)

県議会議員は、そういう区分は分かるんですか。

(行政管理課長)

特にお配りはしてないですけど、別に隠すものではないです。

(高村委員)

分かりました。どうもありがとうございました。

(根小田会長)

他に何か。

(那須委員)

さっき、高村委員が言われたPDCAのところですね。行政は目標を掲げて、それに向かって努力するというスタイルです。民間なら、いかに自分の持っている人的資源とか経営資源で具体的にどれぐらいの成果を出すかということを見積もって目標を設定しますよね。行政と民間では、根本的に仕事のやり方が違うので、仕方ないと思いますが、ただ、長寿県構想を見てみると、数値が書いてあるのはアウトカムと言いながらアウトプットなんです。アウトカムなしの指標は言葉で書いてある。これで本当にちゃんとPDCAを回しているだろうかということはずごく疑問だし、産振計画の資料を見ても、やっぱり同様なんです。

ちなみに、産振計画の資料の11ページには、製造品出荷額が4年後に5,000億以上、10年後に6,000億以上と書いてあったので、ちょっと今、ネットで調べたら、平成20年度は5,869億6,000万ですね。

(総務部長)

いや、最新は4,600億です。

(那須委員)

このネットの情報は間違いですか。

(総務部長)

平成20年はそうですけど、落ちてきていますので。

(那須委員)

それは、3年間で1,000億、落ちたということですか。

(総務部長)

そうですね。

(那須委員)

信じられないですね。平成10年からの数字の経緯も載っていますが、そんな変動にはなっていない。

(水田委員)

それは、4,000億台には下がっています。

(那須委員)

下がっているんですか。

(総務部長)

5,000億台だったのが、4,000億台に下がっています。ですから今回、4年後に5,000億、10年後は6,000億以上を目指すという内容だと思うんですけども、これは要するに、ピークの時は7,000億で、それで6,000億というところを目標にして、5,000億というのは確か、今の4,600億に400億、上積みする形になっていたと。

(行政管理課長)

こちらの産振計画の資料の1ページ目の下の欄に、現状の額と、4年後、10年後の数値目標を載せてございます。

(那須委員)

革プランの中で、変化を注目していくべき指標の例というところに、製造業出荷額等とあって、平成20年度が5,870億なんですね。私がネットで見つけた数字と大体一緒なんですけど、3年間で1,000億以上減ったということによろしいですね。

(水田委員)

1年でドンと落ちたんです。

(那須委員)

1年。そうですか。

(水田委員)

世界的な経済不況の影響もあって、電子部品の関係が1年で半分以下に落ち込んだんです。

(那須委員)

分かりました。それで、例えばこの製造品出荷額が4年後に5,000億から、6,000億に1,000億ですね。今もし4,600億円でしたら、すさまじい量の増加なんですけど、これがどういう積み上げなのかよく分からないんですね。産業振興計画には200以上の事業があると思うんですけど、本当に1事業あたりの額とかを積み上げているのかどうか。それがないと、PDCAを回せないような気がするんですけど、いかがですか。

(総務部長)

産振計画の資料の11ページに、4年後の目標という欄があると思うんですけども、例えば新規工業団地の面積。これは毎年毎年、計画を立てて整備を進めていますので、それが4年間の累計で20ha以上ぐらいできるんじゃないかと。それから、例えば企業立地等の実現というところで、新增設。これまでの実績がありますし、新しい制度も使って、直近で20件ぐらいの数字も出てきております。ですから、今現在のベースの数字があって、それがフル稼働すると何億円ぐらいの出荷額になりそうだということについて聴取しておりまして、4年後ですので、そういった聴取の範囲内プラス $\alpha$ というような形で積み上げたりしているということでございます。

ここにあるようなものを、これまでの産業振興計画の取り組みで芽が出てきたものをプラス $\alpha$ させていただく。そのようなことで5,000億程度いけるんじゃないかと。それをさらに延長して、順調にいくことで、10年後に6,000億を目指す。まったくの絵空事ではなく、少しプラス $\alpha$ を加味させていただいて作っておるということでございます。

(那須委員)

分かりました。ありがとうございます。それで、さっきの話に戻りますと、PDCAを回す時に、これは多分、高知県だけでなく国もそうなんですけども、文書で書いてPDCAを回しているんですね。じゃあ具体的な数値目標に対して、達成したのか達成しなかったとか、駄目だった場合に何が悪かったのかということが分からない。経産省のホームページを見ても、全部言葉で書いてある。それだとPDCAを回したことになるんじゃないかと思うんです。民間だったらそんなことしませんから。

そういう意味でも、このPDCAの回し方をちょっと考えた方がいいんじゃないかと。行革プランの28ページには「PDCAのCを確実にやる」と書いてあるんですが、CをやるのにPがちゃんと論理的に構築されていないと、Cをできるはずがないんじゃないかということで、先ほど、「PDCAサイクルを回して直しています」という話があったんですけど、どう回しているかということが分からない。回せないんじゃないかというのが率直な感想です。ですから、その辺を、どんなことがどうなっていて、それをどう直していくのかということが、多分、この場で非常に重要な要素になるんじゃないかという気がして仕方がないんですね。その議論はこの場でないのがちょっと残念な気がします。

それが1つと、四国経済産業局の丸ごと移管を目指すというのが、本当に県の方針なのかどうか、ちょっと気になりまして。関西には関西広域連合が十数年前からあるんですけど、何かお金が関係することになると、各府県でもめて、広域連合で議論してもまとまらない。国に助けを求めていって、行司役になってもらってまとめるということがあるので。広域連合を作った途端に、地域の利害が対立するような話は全て止まってしまうと思わないといけない。そういうことまで含めて、県としてこれにどう取り組むかと。要らないものは要らないという勇気も要るのかなという気がします。

例示している事務を見たら、これでも利害が出てくると思うんですね。国から丸ごと移管されたら、逆に混乱

するだろうなとすごく懸念します。これは私の単なる意見ですけど。

(総務部長)

1点目の関係については、全くご指摘のとおりだと思っているんですけども、先程来、申し上げたとおり、アウトカムの目標というのはなかなか立てづらいという行政の職業柄があるんでしょうけども、分野的に目標を立てにくい分については、どうしてもアウトプットのプランを立てて、その中で、PDCAをしていくというような手法をとらざるを得ない。そういう実情だと思いますが、なるべくそうならないように、アウトカムの目標をいかに立てるのかということで、いろいろ苦慮させていただいているところでございます。そういったことで、産振計画については、できる限り目標を立て、各分野で努力をしているんですけども、なかなか福祉の分野というのは、アウトカムが満足度ですとか、寿命とか、そういったものになるわけでございます。例えばこの事業をやると寿命がどうなるかというのは、なかなか相関関係も含め、正直言って難しい分野でございますが、当然、これからも研究し続けたいといけないというふうに思っているところでございます。

もう1点、国の出先機関の関係については、丸ごと移管というのは国の方針で、「丸ごと移管でない」と地方に受け入れさせない」というのが、今の国の方針でございます。ですから、「丸ごとちゃんと受け取ってください。それであれば、移管について応じましょう」ということでございます。それで、経産局については、かなりの部分が今、県で行っております中小企業の支援対策ですとか、産業振興。特にそういったことで、かなり重複している部分もございますので、これについては丸ごと移管を受け入れても、さほどの支障はないと。一部貿易とか関税とか、そういった部分もあるわけでございますけども、今のところは丸ごと移管ということで、国との協議の第一歩を始めていく形を考えていると。そうご理解いただければと思います。

(根小田会長)

他に3番目の議題で、はい、どうぞ。

(西森委員)

すみません。さほど、難しい話ではないことをお伺いしたいと思います。

今、那須委員のお話に出てきた、2つの資料ですね。長寿県構想のポイントと産振計画の推進によって本県産業が目指す姿。これはそもそも、どういう使い道をされる予定で作られていますか。

(行政管理課長)

使い道といいますか、庁内だけではなくて、もちろん、庁外の皆様とも共有して進めていくためのものです。

(西森委員)

具体的には、どこか然るべき方法で、県民に配布をすることを予定しておられるということですか。

(行政管理課長)

いろんな方面で参画いただいているところには、もちろんお配りもしていますし、また、一般の県民の方にも、本庁でもそうですし、地域の総合庁舎や、またコンビニにも置いているそうです。どこでも入手できるようにしています。

(西森委員)

本質的な議論とはちょっと違うかもしれませんが、何でもそうですけど、「達成するにはまず口にせよ」みたいなところがあって、口にすること自体はかなり勇気がいって、それを人前でいうとやっぱり確かに達成できるかもしれないという希望が持てると思うんですよ。県民の方にこれを公表して、まさに県民一人一人の努力に負うところも大きいと思いますので、PDCAのPとして、県民性に合っているかどうかという問題はありますよ、

これを一旦県として口にして、「みんなでやろうよ」というからには、ぜひとも県の皆さんが「こんなの無理に決まってるじゃないか」とならないように、ぜひ皆様、雰囲気盛り上げていただくような広報をしていただきたいと思います。

(行政管理課長)

おっしゃるとおりです。だからこそその官民協働でございまして、なにより県庁だけでは実効性を伴わないわけですし、民間の方々と一緒に頑張っていきたいという姿勢で、知事ともどもやっております。よろしく願います。

(根小田会長)

よろしいですか。

時間が経過しておりますが、4番目の県政改革アクションプランの取組状況について、簡潔にご説明いただきたいと思います。

(行政管理課長)

それでは、最後の項目の、平成23年度の県政改革アクションプランの取組状況についてご説明をさせていただきます。

このプランは、根小田会長、那須委員、水田委員にもご参画いただきました「県政改革に関する検証委員会」の提言を受けまして、策定されたのが3年前の平成21年3月でございます。引き続き、このフォローアップについては、こちらのフォローアップ委員会で報告をさせていただいておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

資料は、資料ナンバー5でございます。1ページは、平成23年度の取組状況の総括表をまとめて記載してございます。これに沿って説明させていただきますが、なお、3ページ以降は、データで非常に細かい数字が出ておりますが、3ページから8ページまでは、各所属で検証した結果を、「できている」か「一部しかできていない」か「全くできていない」かを区分けをして報告してもらい、集計したデータでございます。昨年度はこの表で説明しましたが、今年は総括表をまとめました。また、9ページ以降については、各部局ごとでこの取り組み自体が総括的にどういった状況にあるのかといったデータだけではなくて、生の声を部局長を筆頭に各部局ごとで話し合いをしてもらったものを意見としてもらいまして、そこから抜粋したものです。

なお、アクションプラン本体もお配りしてございまして、18ページ、19ページにはそれぞれの取り組みの体系図もございまして、併せてご覧ください。

それと、資料5の構成といたしまして、1ページ目が横書きで、3ページ目以降が縦置き資料で、大変見づらくございまして、1ページ目を別紙の1枚紙で先ほどお配りさせていただきました。横書きのその紙をご覧いただきながら、なお、その3ページ目以降のデータなどもご覧いただく場合には、そちらの方も付き合わせるような形で恐縮でございますが、お聞きいただけたらと思います。

それでは、1ページ目に沿ってご説明をします。

1ページ目の上段にございますように、大きくこのアクションプランは3つの柱を立てて取り組んでおります。まず、1「県民から見える県庁づくり」です。

(1)の「意思決定のプロセスに関する情報公開の充実」については、そこに書いてありますとおり、「補助金」「委託事業」「許認可」などのそれぞれの意思決定のプロセスの公表について、昨年度は「一部しかできていない」という所属もございましたが、今年度は、事例のあるすべての所属で「できている」と改善が図られているところでございます。

また、審議会等の公開につきましては、会議は原則公開とし、非公開の会議でも要旨は公開するという取り組みを行っています。取組状況のデータについては、縦書きの3ページ目の下半分のところに書いてございまして、ご覧ください。



次に、(2)「情報の共有と幅広い議論」につきましては、これも各部局において課題案件や協議結果を文書で保存し共有すること、あるいは部局の課題案件を庁内の意思決定機関であります庁議ですとか政策調整会議の議題として提出するといった取り組みが実施されているという結果でございました。また、上司の判断に部下から法令遵守等の観点からの異議申立てがなされた場合に、上司は判断の理由を説明するということになってはいますが、そういったことももちろんできておりますし、上司からの説明を受けてもなお異議がある場合に、更に上位の上司等にその旨を申し出るというルールがこのプランでできてはいますが、23年度についてはそういった事例はございませんでした。

次に、(3)「意思決定に対するチェック機能の強化」につきましては、予算執行段階、監査委員等によるチェック機能について、従来どおり財政課内に執行管理室を設け、そこが予算の執行管理、チェックを行っておりますし、また執行管理室長が異議がある場合には、顧問弁護士への相談などができるといったルールを設けておりますが、そういった事例も今年度はございませんでした。

また、産業振興計画に係る審査アドバイザーの委嘱ですとか、監査委員事務局に専門的な資格を有する職員を配置するなどにより、意思決定に対するチェック機能を行うといったことについても、引き続き充実ができておるところでございます。さらに、職員からの相談を受ける仕組みとして外部相談員制度の周知徹底や活用を行っているところでございます。

大きな2「県民と対話をする県庁づくり」でございますが、これについて具体でいいますと、縦置き紙の5ページ目の方でございますが、先程来申しております「対話と実行」座談会や県政出前講座の実施など、引き続き行っております。また出先機関の職員や地域支援企画員が地域のニーズを把握して、それぞれの課題に対応していくことなどについても取り組んでいるところでございます。

横置き紙の資料の記載の1つ目の丸に書いてございますが、昨年のこのフォローアップ委員会でご指摘をいただいた「職員の現場体験」という項目について、昨年度は4部局しかできていないということではございましたが、今年度は既に実施している部局の事例などを紹介しながら、各部局に説明した結果、今年度は12部局で実施できており、概ね実施できているというような状況でございます。ただし、その内容を逐一各部局から聞きますと、まずはできることから始めたというふうな姿勢で、やれるところからやったというところがありまして、今後とも引き続き、全職員というわけにはいきませんが、できるだけ多くの職員にこういった現場体験を積み重ねるといったようなことについて、前向きに検討していくよう徹底をしていきたいと考えております。

その次の、念書や覚書の公表などについては、該当のある所属においてはすべて公表しております。

また、県政に対する不当な圧力や介入があった場合の幹部職員の毅然とした対応についても、事例があった所属については、そういった対応ができているという結果でございました。縦置き紙の表でいうと7ページの中ほどでございます。また、公務員倫理に関する研修ですとか、モードアバンセ事件を風化させないための研修なども引き続き実施ができておるところでございます。

続きまして3番目の大きな項目、「県外にも目を向ける県庁づくり」でございます。

縦置き紙の表でいいますと8ページになります。ここにきましても、国や他県、民間企業等への職員の派遣を積極的に行っているところでございます。また、その成果であります研修レポートについても、全職員で共有するといったことを行っています。また、庁内の職員研修につきましても、効果的な研修体制を整備して、幅広い視野を持たせる効果的な研修を実施し、人材育成に努めておるところでございます。

また、県外事務所ですとか海外事務所、また銀座のアンテナショップ等も活用して、必要な情報収集などを行っておりますし、産業振興アドバイザーやスーパーバイザーの方を委嘱しまして、専門的なアドバイスをいただくことも行っておりまして、職員の意識改革にもつながっているものと考えておるところでございます。

以上の個別の項目の検証を行いまして、4番目といいましょうか、横置き紙の表でいいますと、下に「検証の総括と今後の取り組み」というところにまとめを書かせていただいております。「検証の総括」というところをご覧いただきますと、4点、ゴシック体で書かせていただいております。

まず、1点目、それぞれの項目については、「できている」又は「概ねできている」という結果でございました。2点目にありますとおり、それらを踏まえた部局単位での部長を交えての話し合いの結果からも、全体的な評価

としては、職員の県政改革に対する理解も深まっており、県政改革に関する意識も浸透してきているというものでございましたが、3点目として、ただ、現状ではこうしたことができておるけれども、若い職員もどんどん、100人を超える職員が毎年新たに増えてきている状況もあり、今後、世代交代が進む中で形骸化といったことがないようにしていかなければならない。そのためにはやはり、基本的なことですけど、毎年、こういった検証をしっかりと行って行って、そういったことを取り組んでいく必要であるといった意見が多くの部局から提出されました。

このような結果を元に、庁内の幹事会というものがございまして、今後の方向性について、意見交換をしました。その際の意見を丸で3つ書いておりますけれども、内容は今まで申し上げたことと重複しますが、まず1つ目は、毎年の各所属の検証を通じてアクションプランの着実な実行を確認していくことが、基本だけでも大事ではないかといったこと。2つ目は、チェック機能の強化を継続していくべきだと。また、不当な圧力や介入には引き続き毅然とした対応していくことが大事だということ。そして、3つ目は、職員の意識の向上を図って、着実な取り組みを進めていくことが大事だといったことが、庁内の幹事会でも意見交換をされまして、先ほどの4つ目に戻りますが、今後の方向性としたしましては、やはり基本を大事にして、一層のプランの徹底を図り、何よりプランでいいますと1つ目の項目である「県民から見える県庁づくり」といったところ。透明性、公平性を確保していくといったところで、この項目について引き続き重点的に取り組んでまいりたいと。基本に返って引き続き取り組んでいきたいというのが今年の総括的な考え方でございます。

先ほども申しましたが、このプランができましたから3年が経ちました。職員への一層の徹底を図るとともに、こういった検証のあり方についても、こういった数値での集約といったことが、そこでどれだけきちんと把握できるのかといったような視点もあろうかと思っておりますので、決して形骸化することのないよう、事件から得られた教訓に常に立ち返ってしっかりと検証し、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいということが事務局としての総括でございます。

長くなりましたが、私からのご説明は以上でございます。忌憚のないご意見をいただきまして、今後の取組に生かしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

(根小田会長)

はい、ありがとうございました。

1点だけ質問なんですけど、県政に対する不当な圧力・介入のところですが、データをみると15件ぐらいあったと書いてありますが、具体的にはどんな圧力があったんですか。

(行政管理課長)

例えば福祉施設で攻撃的な言動をされるようなケースに対して職員の対応が必要であった場合ですとか、あるいは過去の行政処分不服を持っておられる県民の方が、頻繁に来庁されて大声を出すといったような事例が実態としてはございます。

そういったことへの毅然とした対応を行っているということでございます。

(根小田会長)

はい、分かりました。

4番目のところで何か、ほかにご質問、ご意見がございましたら。どうぞ。

(那須委員)

見ていて、すごく機能していて嬉しいと思っておりますけど、さっき言われた毅然とした対応ですね。これは多分、所属長が言い続けていないと薄れていくという不安があって、ぜひ長が常に言っているという状態にしてもらえたら、職員に守られると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、職場体験、現場体験で、産業振興部では意見交換をやっていますよね。これはやっぱり、ビジネスをや

っているところに直接入っていくのは何かまずいということがあるのかどうか分かりませんが、例えば企業へ行って経営の一端を見るというのは、ものすごく大事かなと思うので。それだけです。これは意見です。答えは結構です。

(岡林委員)

私の意見も、現場体験。これはいわゆる個別対応で、全庁共通にはなっていませんよね。だから、全庁共通で現場を見るという発想もいいかなという気がします。部署に関連するところだけじゃなくて。

(行政管理課長)

全庁の職員に呼びかけての現場体験といいますのは、それこそ、接客対応を学ぶために、スーパーマーケットで実際に小売りの現場体験をさせていただくということを、これはもうかなり前から、平成15年頃からずっとさせていただいています。そのようなことも拡大していけたらと思っています。

(岡林委員)

それは資料の何番に出ているんですか。

(行政管理課長)

それは、番号でいいますと、この職員研修の中に入っていますけれども、特に取り出しては書いておりません。

(根小田会長)

その他、特にございませんか。

では、4つの議題についての意見交換を終わらせていただきまして、最後に「その他」の項で、何か事務局にございますか。

(行政管理課長)

委員の皆さんにおかれましては、平成21年度に行政改革プランを作成した時からお世話になっております。また、根小田会長、那須委員、水田委員には県政改革アクションプランの作成当時からお世話になっておりまして、感謝を申し上げる次第でございます。このフォローアップ委員会の委員としての任期というのが、一応この3月末まで、2年間ということでしたので、一応、本日で一区切りとはなりますけれども、ただ、行革プランの計画期間につきましては、平成26年度末までというふうにしておりますので、引き続きこういった形で、それこそPDCAでフォローアップをしていくことが必要だと考えておりますので、フォローアップ委員会を開催して、ご意見を賜りたいと考えておるところでございます。

つきましては、また、来年度以降につきましても、ご相談に上がらせていただきたいと思いますので、よろしければ、また、ご協力をよろしくお願いしたいと考えております。以上です。

(根小田会長)

ありがとうございました。では、本日の委員会はこれで終了させていただきたいと思います。皆さん、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。